

第1章 研究会設置の経緯等

1 研究会設置の経緯

東京都内における刑法犯認知件数は、平成14年をピークとして14年連続で減少し、平成28年は戦後最少を更新するなど、これまでの官民連携による取組の成果が着実に現れている一方で、子ども・女性に対する犯罪の認知件数は、増減を繰り返しながら推移している。

また、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい、公然わいせつ、盗撮、卑わい行為等の性犯罪に発展するおそれのある前兆事案も依然として後を絶たないなど、弱い立場にある子ども・女性の安全が脅かされている状況が認められる（第3章1（1）「子ども・女性に対する犯罪の発生状況」参照）。

加えて、性犯罪は暗数化しやすい犯罪だと言われており、法務総合研究所で平成24年に実施した調査（注1）によれば、性的事件被害者による警察への通報率は18.5%である。また、平成26年に内閣府が実施した調査（注2）でも、異性から強制的に性交された女性のうち、警察へ連絡又は相談した者は4.3%にとどまっていることなどから、警察で認知していない性犯罪被害が多数発生していることも危惧される場所である。

そのため、平成28年12月、これまで警視庁で行われてきた取組を検証し、より効果的な対策を検討することを目的として、警視庁子ども・女性の安全対策に関する有識者研究会が設置された。

警視庁で取り扱う子ども・女性に対する犯罪の多くは、道路、公園、駐車場等の公共空間において発生しており、被害者と加害者の間で面識がない割合が高い。一方で、面識がある加害者による公共空間ではない場所において敢行された犯罪こそ、警察への通報が行われず暗数化しやすいという可能性も指摘される。しかしながら、犯罪実態を詳細に調査するためには、対象を警視庁で取り扱った犯罪に限定せざるを得ないという方法上の制約があることに加え、対策を考える上で、面識の有無や公共空間であるか否かでは対策の在り方が異なってくる。そのため、本研究会では、子ども・女性に対する犯罪及び前兆事案（「子ども・女性に対する犯罪等」という。以下本章において同じ。）のうち、道路、公園、駐車場等だけでなく、集合住宅等の共用部分を含めた不特定多数の者が出入りできる公共空間において発生した犯罪で、かつ、非面識であるものに焦点を絞って調査分析を行った。

また、刑事政策、地理学、犯罪学、都市工学、倫理学、社会工学及び心理学の犯罪対策に関連する領域の有識者委員が参加し、それぞれの知見に基づき学際的に意見交換が行われた。

本書は、平成28年12月から平成29年8月まで行われた、警視庁子ども・女性

の安全対策に関する有識者研究会の提言書である。

2 研究会の実施事項

本研究会では、

- ・ 東京都内における子ども・女性に対する犯罪等の発生状況の分析
- ・ サンプル5警察署における実態調査
- ・ サンプル5警察署における実地調査
- ・ 有識者委員による講演

を行うとともに、第5章1「問題解決型活動」で紹介する問題解決型活動を踏まえて検討を進めた。

第一段階の「洗い出し」では、事務局において犯罪発生状況の統計分析を行った上で、対処すべき犯罪類型が「公共空間における非面識者からの被害」であることを確認した。

第二段階の「分析」では、抽出された犯罪類型について、原因を実証的に分析して問題を見出す作業を行った。具体的には、都内に所在する102警察署のうち、犯罪発生件数、地理的状况等を勘案し、5警察署をサンプルとして選定して、平成26年1月から平成29年6月までに警視庁で取り扱った子ども・女性に対する犯罪等について実態調査を行い、加害者、被害者、場所、状況それぞれの要因等や、犯行過程・被害に至る過程に関する統計分析を行った。加えて、実態調査を行った事案のうち典型性が高いものについては、有識者委員が分担して現場に赴き周辺状況等の実地調査を行った。

さらに、平成26年1月から平成28年12月までに警視庁で取り扱った子ども・女性に対する犯罪等における、発生の時空間集積性及び近接反復被害傾向、屋外で徒歩移動している人口を考慮した性犯罪リスク、集合住宅における被害実態について、有識者委員によるデータ分析を行った。

第三段階の「対策」では、有識者委員が、問題を解決するための対策を学際的に検討した。実務家である警察関係者から有識者委員に現状を説明するとともに、有識者委員も実務家に対してこれまでの研究内容等を情報提供するなどして、科学的かつ多角的な視点から今後の対策を協働して検討した。さらに、研究会とは別に、有識者委員4名と実務家で構成されるワーキンググループを設置して、防犯教育の在り方等について検討を重ねた。

3 本報告書の構成

第2章「子ども・女性の安全対策の現状」では、警視庁、東京都等における子ども・女性の安全対策の現状についてまとめた。

第3章「子ども・女性に対する犯罪等の現状」では、警視庁で認知した子ども・女性に対する犯罪及び警視庁で取り扱った前兆事案の分析を行った。

また、サンプル5警察署に関しては、子ども・女性に対する犯罪等について、加害者、被害者、場所、状況それぞれの要因等の実態調査と、典型性が高い場所に対する実地調査をまとめた。

第4章「提言」では、「一貫した情報収集・分析・対策」「受け手を意識した効果的な情報発信」「科学的な根拠に基づく防犯教育」「被害の実態を踏まえた住まい・まちづくり」「安全対策の担い手の多層化と多様化」の観点から、研究会において検討した子ども・女性の安全対策の方向性について、提言としてまとめた。

第5章「新たな安全対策の実現に向けた考察」では、提言を踏まえた対策の在り方について、各有識者委員の知見から考察を加えた。

注1 平成24年1月に実施された「安全・安心な社会づくりのための基礎調査（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査）」をいう。

注2 平成26年12月に実施された「男女間における暴力に関する調査（平成26年度調査）」をいう。

第2章 子ども・女性の安全対策の現状

本章では、警察、自治体等、地域住民、事業者等が連携して実施している主な子ども・女性の安全対策について、情報の収集と分析、情報発信、防犯教育、防犯に配慮した住まい・まちづくり、地域安全活動の五つの取組内容に分類して紹介する。このうち、情報の収集と分析及び情報発信については主に警視庁が実施しているが、発信された情報に基づき、各担い手が、防犯教育、防犯に配慮した住まい・まちづくり及び地域安全活動の取組を実施している。

表 2-1-1 は、実施する担い手別に安全対策の主な取組内容を分類したものである。

表 2-1-1 担い手別の安全対策の主な取組内容

	警察	自治体等	地域住民	事業者等
情報の収集と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会やスクールサポーターによる学校訪問等を活用した警察への通報の啓発 ・前兆事案や子ども・女性に対する犯罪についての分析 ・事件捜査と並行した被害者支援の推進 ・東京都犯罪被害者支援連絡会における情報交換、相互協力、被害者支援制度の普及啓発及び広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪等の被害者に対するワンストップ支援事業の運用 ・東京都犯罪被害者支援連絡会における情報交換、相互協力、被害者支援制度の普及啓発及び広報活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪等の被害者に対するワンストップ支援 ・東京都犯罪被害者支援連絡会における情報交換、相互協力、被害者支援制度の普及啓発及び広報活動
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪情報マップ・メールけいしちょう ・Digi Police ・Twitter ・広報けいしちょう ・交番勤務員によるミニ広報紙 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都による大東京防犯ネットワーク ・区市町村、学校単位でのメール配信等 		
防犯教育	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止教室の開催 ・セーフティー教室における被害防止教室の実施と学校、家庭、警察、関係機関及び地域住民の連携 ・地域のイベントを活用した出前型の防犯教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティー教室における被害防止教室の実施と学校、家庭、警察、関係機関及び地域住民の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティー教室における学校、家庭、警察、関係機関及び地域住民の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティー教室における学校、家庭、警察、関係機関及び地域住民の連携
防犯に配慮した住まい・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路等に対する合同安全点検の実施 ・東京都防犯協会連合会と連携した犯罪被害に遭いにくいマンション・駐車場の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路等に対する合同安全点検の実施 ・防犯性の高い道路等の環境整備の促進 ・防犯設備の整備に関する区市町村補助事業（通学路、商店街等、公園） 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都防犯協会連合会による犯罪被害に遭いにくいマンション・駐車場の普及促進
地域安全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティアとの合同パトロール ・事業者に対する子どもの見守り活動への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守り活動支援事業 ・地域の危険箇所改善指導者講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの見守り活動 ・ながら見守り

※ 各担い手は、安全対策を実施するものだけでなく、支援するものも含む。

1 情報の収集と分析

(1) 前兆事案

各警察署では、子どもや女性に対する声かけ、つきまとい、公然わいせつ、盗撮、卑わい行為等の前兆事案に関する通報があった場合には、事案の把握や検挙活動に努めている。また、前兆事案に関する情報が、被害者、保護者、学校等においてとどまることがないように、学校警察連絡協議会等の各種会議やスクールサポーターによる学校訪問等を活用して警察への通報を啓発し、迅速な情報把握に努めている。

また、人身安全関連事案総合対策本部の人身安全関連事案事態対処チーム内に、前兆事案の検挙・予防活動を専門的かつ継続的に担当する専従班（生活安全特別捜査隊子ども・女性安全対策班。以下「さくらポリス」という。）を置き、収集した情報から行為者の手口、類似事件との関連性等について、行為者の特定のための分析を行っている。さらに、必要に応じて、さくらポリスの対策班を警察署に派遣して初動捜査を行い、前兆事案の行為者を特定して、検挙あるいは指導・警告の措置を講じるなど、強姦や強制わいせつ等の重大な犯罪の未然防止に努めている。

(2) 性犯罪

捜査第一課性犯捜査担当では、性犯罪に関する事件を分析し、警察署に対する指導を行うことで、加害者の検挙に努めている。都内における平成 28 年中の強姦の認知件数は 138 件、検挙件数は 149 件、検挙人員は 157 人で、前年に比べ、検挙件数で 14 件（8.6%）減少したものの、検挙人員で 11 人（7.5%）増加した。強制わいせつについては、認知件数は 801 件、検挙件数は 644 件、検挙人員は 485 人で、前年に比べ、検挙件数で 110 件（20.6%）増加し、検挙人員でも 69 人（16.6%）増加した。

(3) 被害者支援

警視庁では、捜査第一課、機動捜査隊、警察署等に勤務する女性警察官の中から、性犯罪捜査に従事できる者を性犯罪捜査員として指定し、被害者の心情に配慮した事情聴取や指定医療機関への付き添いなどを行い、事件捜査と並行して被害者支援にも努めている。

また、東京都では、警視庁、被害者支援都民センター、医療機関及び民間支援団体と連携して、性犯罪等の被害者が被害直後から相談、産婦人科医療、精神的ケア等の必要な支援を受けることができるワンストップ支援事業を運用している。民間支援団体に開設した「性犯罪・性暴力被害者支援ホットライン」（24 時間 365 日、2 名体制）で相談を受理し、警察への通報・届出等の意思を確認して、希望しない場合は医療機関を案内するとともに、中長期的なケアが必要な場合は被害者支援都民センター等へ引継ぎを行っている。医療機関を直接訪れた被害者

に対しては、性犯罪・性暴力被害者支援ホットラインとの連携を図るほか、医療機関から警察への通報・届出を促すなど、性犯罪や性暴力被害者の精神的負担等の軽減に努めている。

警視庁でも、東京都をはじめとする 40 機関・団体が参加する東京都犯罪被害者支援連絡会を毎年開催し、被害者支援等に関する情報交換、相互協力、被害者支援制度の普及啓発及び広報活動を行っている。

2 情報発信

警視庁が把握した情報については、関係者のプライバシーに配慮した上で、ホームページの「犯罪情報マップ」、電子メール「メールけいしちょう」、スマートフォン用アプリ「Digi Police」、Twitter、新聞の折り込みや警察署利用者に配布する「広報けいしちょう」、交番勤務員が管内の住民に配布する「ミニ広報紙」等の様々な媒体を利用して、犯罪発生に関する情報発信を行っている。

また、各警察署では、区市町村をはじめ教育委員会や学校、防犯ボランティア、保護者等に対して情報提供を実施し、情報の共有化に努めるとともに、連続した声かけ事案等が発生した場合には、関係機関等と連携を図り、通学路のパトロール強化等の迅速的確な対応に努めている。

(1) 犯罪情報マップ

警視庁では、平成 16 年 4 月から地域の犯罪発生情報を地図上で閲覧できる犯罪情報マップをホームページで公開している（図 2-2-1）。犯罪情報マップでは、全刑法犯、粗暴犯、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、万引きを町丁目別に色分け表示しており、公然わいせつ、路上強盗、ひったくり及び子供女性に対する声かけ事案等を発生地点ごとに表示している。

また、平成 29 年 1 月からホームページにおいて、区市町村の町丁目別、罪種別及び手口別認知件数をエクセルデータで公開している。強盗、暴行、傷害、空き巣、自転車盗など 36 項目公開しており、自治体やボランティア団体が活用するだけでなく、地域住民や研究者がデータを加工、分析し、新たな成果物を作成することが期待できる。

図 2-2-1 犯罪情報マップ



(2) メールけいしちょう

警視庁では、平成 20 年からメールけいしちょうを運用している。これは、登録者があらかじめ選択した犯罪の種類・管轄地域等における犯罪発生情報が、電子メールにより通知されるシステムである。平成 29 年 8 月 1 日におけるメールけいしちょうの登録件数は 249,771 件であり、配信内容は、強盗、ひったくり、通り魔、痴漢、公然わいせつ等の犯罪発生情報のほか、声かけ、つきまとい等の不審者事案や警察署からの防犯情報も含まれる。

(3) Digi Police

警視庁では、平成 28 年 3 月からスマートフォン向けのアプリである Digi Police を運用している（図 2-2-2）。Digi Police は、スマートフォンの普及に伴い、伝達方法の多様化、高機能化に対応するため、「実用性と娯楽性の両立」をコンセプトに開発された。地図機能では、メールけいしちょうにより配信された犯罪発生情報及び不審者情報を表示するなど、積極的な情報発信に努めている（図 2-2-3、平成 29 年 8 月 1 日現在 130,500 ダウンロード）。

図 2-2-2 Digi Police
メニュー画面



図 2-2-3 Digi Police
地図機能画面



(4) Twitter

警視庁では、Twitter の公式アカウントを複数開設しており、交通、災害、防犯等に関する情報をそれぞれ発信している。そのうち、犯罪抑止対策本部が平成 24 年 11 月から開設しているアカウントでは、各種防犯情報を発信するほか、警視庁の各アカウントで発信した交通、災害等に関する情報をリツイートするなどして、都民に対し広く情報を提供している（平成 29 年 8 月 1 日現在のフォロワー数 165,516 名）。

3 防犯教育

(1) 未就学児童及び小学生に対する防犯教育

各警察署では、子どもが自分自身を守る力を身につけるための取組として、被害防止教室を開催している。保育園、幼稚園や小学校低学年については、腹話術等を活用した防犯講話や、知らない人から声をかけられた場合を想定してのロールプレイングを取り入れている。小学校高学年については、DVD を活用したり、

クイズや質問形式の防犯講話を行うなど対象年齢に応じて工夫を凝らし、子どもが興味を引き、理解しやすく、かつ、身に付くような被害防止教室を実施している。

また、小学生全般を対象とした被害防止教室では、平成 15 年に東京都教育庁と警視庁で考案した「いかのおすし」というキーワードを使った防犯講話を繰り返し行っている（表 2-3-1）。

表 2-3-1 いかのおすし

「いか」	行かない（知らない人にはついて行かない）
「の」	乗らない（知らない人の車に乗らない）
「お」	大声を出す（助けてと大声を出す）
「す」	すぐ逃げる（連れて行かれそうになったら、すぐ逃げる）
「し」	知らせる（近くの大人に何があったかを知らせる）

都内の公立小学校では、フィールドワークを通じて「危険な場所」、「安全な場所」を判断する能力を児童に身に付けさせるため、教育の一環として地域安全マップづくりを行っている。児童が、自分で通学路の危険箇所を見つけてマップを作成するもので、平成 27 年度には 6 割の学校でこの取組を行っている。

(2) 中学生及び高校生に対する防犯教育

各警察署では、中学生や高校生に対して、性犯罪被害防止用の DVD の視聴や、エレベーター内における被害などの具体的な犯罪手口を事例として取り上げながら、講話を中心に犯罪に巻き込まれないための被害防止教室を行っている。

また、都内の公立小学校、中学校及び高等学校において、学校、家庭、警察、関係機関及び地域住民の連携を強化し、児童・生徒の犯罪被害防止対策等を効果的に推進することを目的として、セーフティー教室を実施している。

(3) 大学生、社会人等に対する防犯教育

各警察署では、大学や事業者に対しても、最近の犯罪手口などについて DVD の視聴やパワーポイント等を使用した防犯講話、護身術教室などを実施している。

(4) 地域住民・事業者と連携した防犯教育

警視庁では、地域のお祭りなどのイベントにおける出前型の防犯教室や、飲食チェーン店、プロレス団体等の様々な事業者と連携した防犯講話等を実施することで、子どもや女性の印象に残る被害防止教室を開催している。

4 防犯に配慮した住まい・まちづくり

(1) 通学路等に対する合同安全点検の実施

平成 27 年 7 月に「東京都安全安心まちづくり条例」が改正され、通学路等における児童等の安全を確保するために、必要な措置を講じるように規定された。また、「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」が策定され、通学路等における児童等の犯罪、交通事故等の被害防止を目的として、「通学路における環境整備」や「安全教育の充実」について定められた。

各警察署では、この指針に基づき、自治体、学校等と合同で、通学路等における合同安全点検を推進している。また、点検等により発見した危険箇所については、関係機関に対して改善を働き掛けるなど、安全対策に努めている。

(2) 防犯性能設計に配慮したマンション及び駐車場の普及促進

警視庁では、(公財)東京防犯協会連合会と連携して、犯罪被害に遭いにくいマンション及び駐車場の普及促進を図っている。(公財)東京防犯協会連合会では、「住宅における犯罪の防止に関する指針」(平成 27 年 8 月一部改正。)を踏まえ策定した審査基準に基づく「東京防犯優良マンション・駐車場認定制度」を運用し、一定の防犯性能等を有するマンション及び駐車場を認定し推奨することで、犯罪に強いまちづくりを目指している(図 2-4-1 及び図 2-4-2)。

図 2-4-1 東京防犯優良マンション登録証

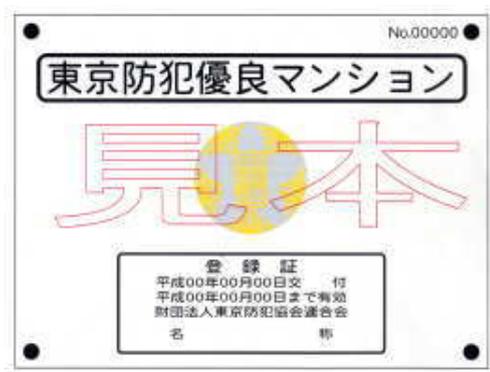


図 2-4-2 東京防犯優良マンション

登録認定マーク(設計審査合格)



(3) 道路、公園、駐車場等における安全対策

東京都では、東京都安全安心まちづくり条例に基づき、平成 15 年に「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」を定め、防犯性の高い道路等の環境整備を促進している。

(4) 東京都による防犯設備の整備に関する区市町村補助事業の主な事例

ア 通学路

学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、区市町村が小学校の通学路に設置する防犯カメラの整備に要する経費について、最大で2分の1を補助している。平成 29 年 3 月末現在、都内の公立小学校 912

校に設置済みである。

イ 商店街等

商店街等が行う防犯カメラ等の防犯設備の整備に対して、区市町村とともに設備経費の一部を補助している。対象は、防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備に係る経費である。

ウ 区市町村立公園

地域住民が行う公園における防犯のための見守り活動を活性化させ、公園の安全対策を強化するため、区市町村が公園に設置する防犯カメラの整備に要する経費について補助している。

5 地域安全活動

(1) 町内会・自治会等による防犯ボランティアの現状

警視庁が把握する都内における防犯ボランティア団体は、平成 28 年 12 月 31 日現在で 3,913 団体、構成員は 148,040 人で、そのうち、通学路の見守り活動を実施しているのは 2,626 団体である。また、青色防犯パトロール（青色回転灯を装備した車両によるパトロール活動をいう。）を実施しているのは 300 団体である。

(2) 地域における見守り活動の推進

各警察署では、自治体や地域ボランティアに対し、子どもに対する声かけ、つきまとい等の子どもに対する犯罪の前兆と思われる不審者情報や子どもの犯罪被害情報等の提供や合同パトロール、意見交換会等を実施するなどして、通学路における見守り活動を推進するとともに、相互の情報共有を図っている。

また、子どもが下校後立ち寄る施設、店舗、学習塾等の管理者及び夜間においても営業等を行う事業者（コンビニエンスストア業者、タクシー業者等）に対する子どもの見守り活動への協力を要請するなどして、下校後及び夜間における見守り活動の強化を図っている。

(3) 「子ども 110 番の家」の支援

各警察署では、自治体等と連携して「子ども 110 番の家」の周知を図るとともに、「子ども 110 番の家」の活動協力者等に対する活動マニュアルの配布、学校や事業者と連携した駆け込み訓練等を実施している。

(4) 東京都による支援事業の主な事例

ア 地域における見守り活動支援事業

町会・自治会単独又は町会・自治会が他の地域団体と連携して行う見守り活動に必要な費用のうち、防犯設備の整備や資器材等の購入に対して区市町村とともに、以下の三つの分類により経費を補助している。

- ・ 防犯カメラや防犯灯、ボラード（車止め）などの防犯設備の整備
- ・ 防犯のための見守り活動に必要な装備品（ベストや腕章等）、青色防犯パトロールで使用するための青色回転灯の購入、落書き消去活動をはじめとした防犯環境改善に必要な資器材等を対象とした地域防犯環境改善
- ・ 青色回転灯等を対象とした区市町村青色防犯パトロール支援

イ 地域の危険箇所改善指導者講習会の開催

町会や自治会、防犯ボランティア団体等が地域の危険箇所を点検し、自ら又は他の地域団体や行政機関とともにハード・ソフト両面で環境改善に取り組むことを促進するため、平成 26 年度から平成 28 年度まで「地域の危険箇所改善モデル事業」を実施し、講習会を開催した。

点検手法としては、まち歩きによるフィールドワークで調査シートに状況をチェックして行き（STEP1）、そのフィールドワーク終了後に調査シートの点検結果を点数化（STEP2）、地域の危険箇所や改善の手がかりとなる場所を明示したマップ作り（STEP3）、危険箇所や改善の手掛かりとなる場所での取組を検討する（STEP4）という流れになっている。東京都では、道路編、公園編に分けて調査時間やルートの設定、調査項目などについて細かく手法をまとめている。

ウ ながら見守り連携事業

地域における見守りの目を増やすため、東京都が事業者と協定を締結して、業務をしながら子どもや高齢者等を見守る「ながら見守り」を推進している。

本事業では、東京都が事業者と包括協定等を締結し、区市町村と連携して見守り要望箇所の走行や子ども、高齢者等への声かけなど、事業形態に応じた可能な取組を事業者に依頼している。

第3章 子ども・女性に対する犯罪等の現状

本章では、子ども・女性に対する犯罪及び前兆事案（「子ども・女性に対する犯罪等」という。以下本章において同じ。）の現状について、三つの研究方法により調査を行っている（図 3-1-1）。

一つ目は、過去5年間に警視庁で認知した子ども・女性に対する犯罪等の統計分析による洗い出しである。この分析の結果、本研究会において対処すべき犯罪類型が「公共空間における非面識型の犯罪」であることを改めて洗い出すことができた。しかし、本分析は、都内全域の事案に関する外形要因が中心であることから深掘りはできていない。

二つ目は、都内に所在する警察署からサンプルとして5警察署を選定して、過去3年6か月間に取り扱った子ども・女性に対する犯罪等のうち、公共空間における非面識型のものに絞って調査し、加害者、被害者又は場所の要因について分析を行った。この分析では、研究対象はやや狭くなるものの、加害者による犯行の準備、物色のきっかけとなった要因、対象者を見定めた後の追尾や追従の有無等について深掘りすることができた。

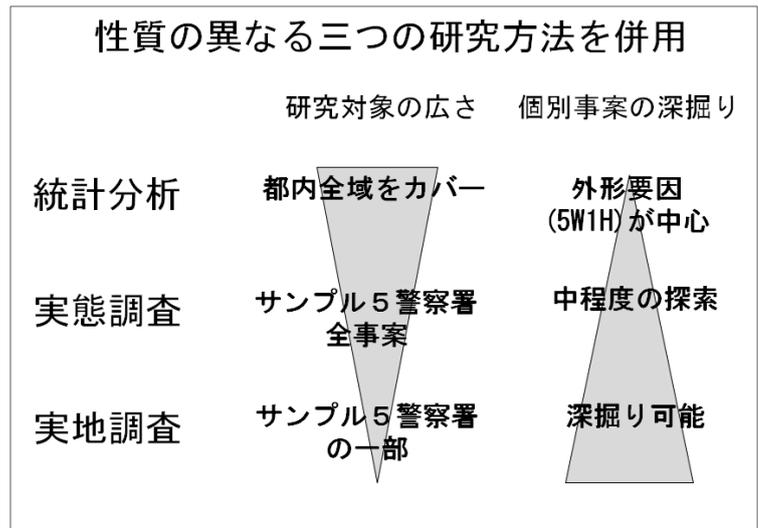
三つ目は、実態調査を行った事案のうち、典型性が高いと認められる35事案について、有識者委員が事務局員とともに現場に赴き、周辺状況等の実地調査を行った。この調査により、各事案の要因について更に深掘りすることができた。

以上のとおり、実証的に三つの研究を行うことで、本研究会が対象としている子ども・女性に対する犯罪等の発生状況に関する問題点として、次の3点を見出した。

- ・子どもの下校後の外出
- ・女性の深夜時間帯の単独移動
- ・集合住宅の共用部分

なお、本章における「性犯罪」とは、強姦及び強制わいせつを、「ちかん」とは、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号）第5条第1項に該当する行為をいう。

図 3-1-1 三つの研究方法



1 都内全域における統計分析

警視庁で認知した子ども・女性に対する犯罪等について、本研究会事務局でそれぞれ統計分析を行った。

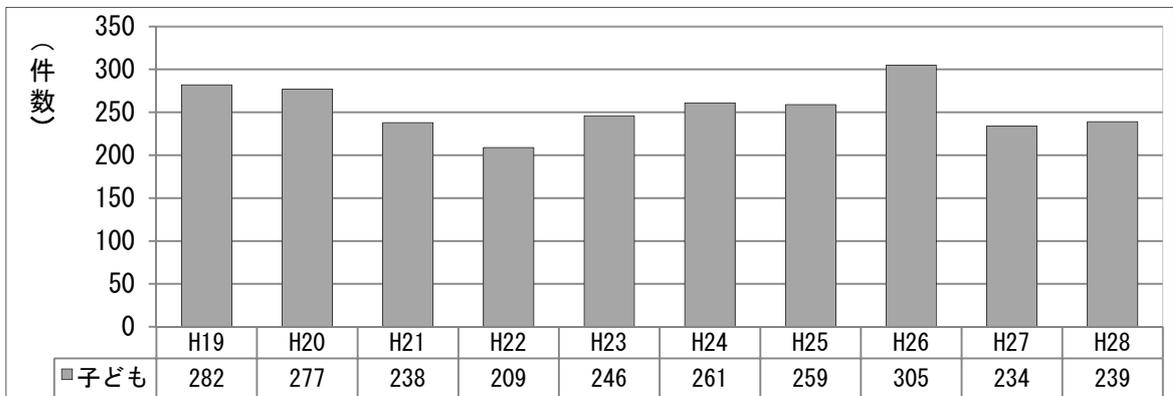
なお、子ども・女性に対する犯罪の定義については、凡例を参照されたい。

(1) 子ども・女性に対する犯罪の発生状況

ア 認知件数の推移

平成19年から平成28年までの都内における子どもに対する犯罪の認知件数は、図3-1-2に示すとおりである。平成22年までは減少傾向にあったものの、以降増減を繰り返しながら推移しており、平成28年には239件発生している。

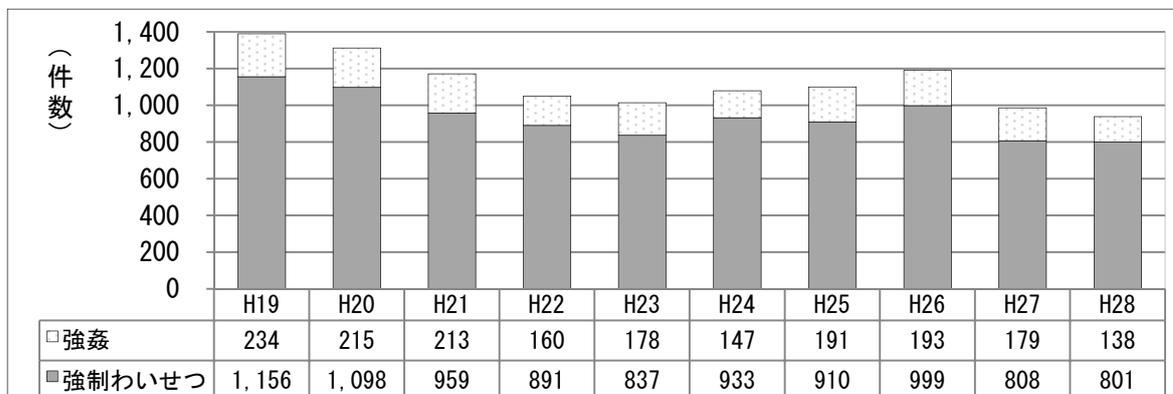
図3-1-2 都内における子どもに対する犯罪の認知件数



※ 子どもを被害者とする性犯罪を含む。

平成19年から平成28年までの都内における女性に対する犯罪の認知件数は、図3-1-3に示すとおりである。平成23年までは減少傾向にあったものの、以降増減を繰り返しながら推移し、平成28年は939件発生している。

図3-1-3 都内における女性に対する犯罪の認知件数



※ 強姦・強制わいせつともに、子どもを被害者とするものを含む。

イ 発生状況

平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間に、警視庁で認知した子ども・女性に対する犯罪 6,031 件について、学職別、年齢層別及び発生場所別の状況を整理した。

なお、以降の分析における用語・分類の定義は表 3-1-4 に示すとおりである。

被害者学職のうち、大学生以上については、大学生等とそれ以外（有職者や無職者）とを区別する分析と区別しない分析をそれぞれ行った。発生場所については、分析によって一部をまとめた。

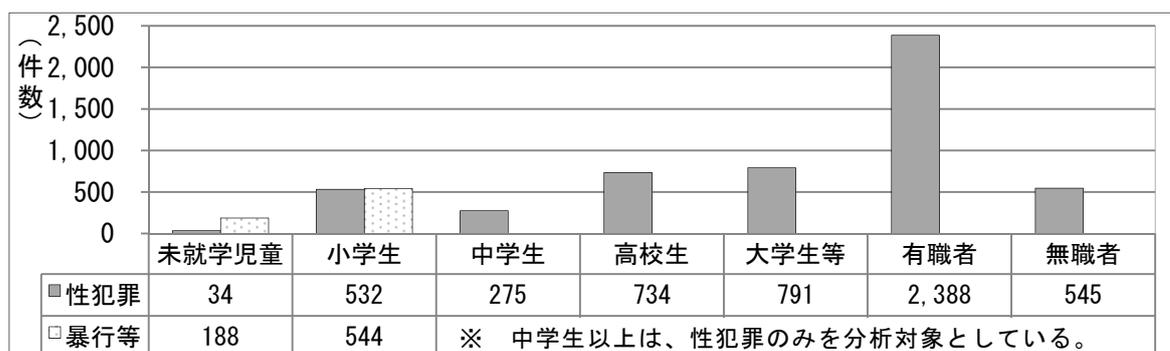
表 3-1-4 用語・分類の定義

	用語	定義	分類
被害者学職	未就学児童	被害者が、未就学児童	
	小学生	被害者が、小学生	
	中学生	被害者が、中学生	
	高校生	被害者が、高校生	
	大学生等	被害者が、大学生・専修学校生等	大学生以上
	有職者	被害者が、自営業・会社員等の被雇用者	
	無職者	被害者が、主婦・年金生活者等の無職者	
発生場所	道路上	発生場所が、道路上	道路等
	駐車場・駐輪場	発生場所が、駐車場・駐輪場	道路等
	公園等	発生場所が、公園・空き地・神社仏閣	公園等
	一戸建住宅	発生場所が、一戸建住宅	住宅
	中高層住宅	発生場所が、四階建て以上の集合住宅	
	その他の住宅	発生場所が、中高層住宅以外の集合住宅	
	商業施設	発生場所が、デパート・映画館などの各種商業施設	施設等
	駅等	発生場所が、駅・空港・地下街・地下通路	
	施設・学校	発生場所が、学校・病院・その他事務所	
	車内	発生場所が、電車内・バス内・自動車内	その他
ホテル・風俗店	発生場所が、一般ホテル・ラブホテル・風俗店		
その他	発生場所が、上記以外の場所		

(7) 学職別被害状況

被害者の学職別被害件数は、図 3-1-5 に示すとおりである。有職者の被害が 2,388 件と最も多く、次いで小学生、大学生等の被害が多い。小学生に対する犯罪については、暴行等と性犯罪の発生件数が概ね同数である。

図 3-1-5 学職別被害件数



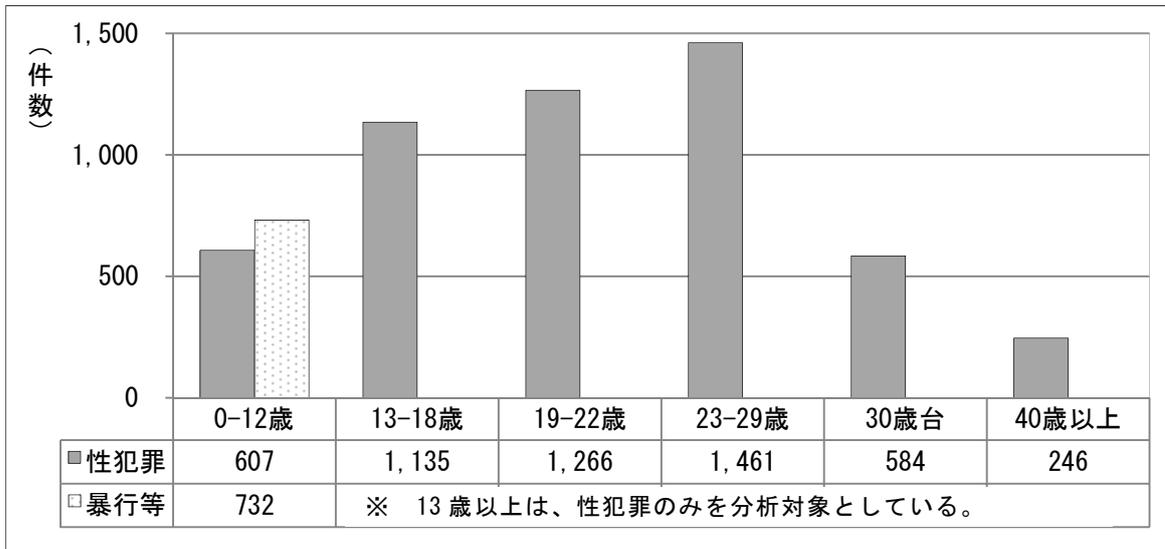
※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(1) 年齢層別被害状況

子ども・女性に対する犯罪の被害者の年齢層別被害件数は図 3-1-6 に示すとおりである。29 歳までの年齢層に被害が集中し、全体の 86%を占めている。

また、平成 27 年の国勢調査に基づく都内男女別人口統計から算出した、女性に対する犯罪の年齢別被害率は図 3-1-7 に示すとおりである。全体として 15 歳から 25 歳の間の高被害率が高い。

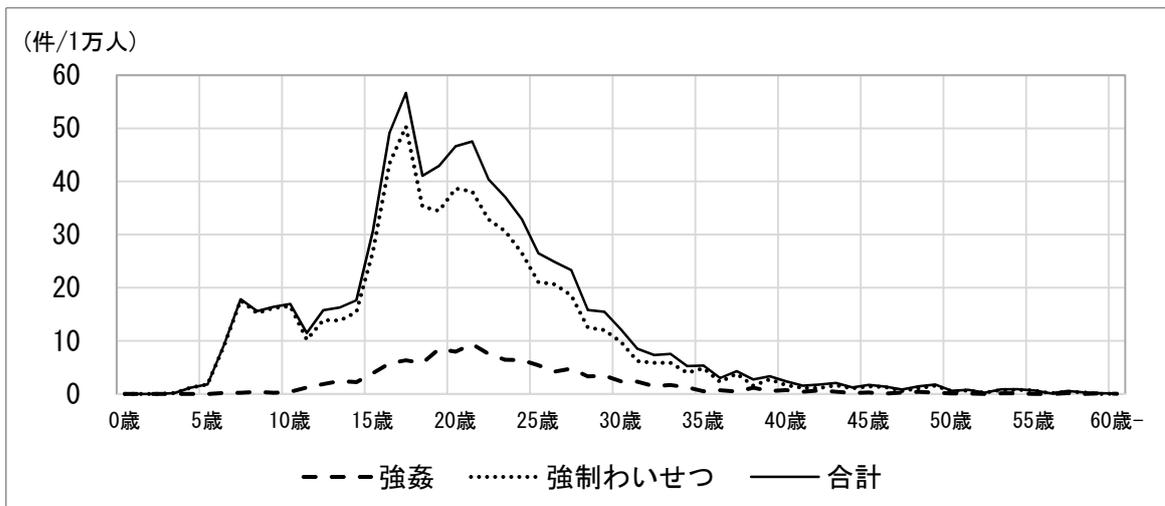
図 3-1-6 年齢層別被害件数



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

※ 0-12 歳の暴行等は、暴行、傷害、殺人、略取誘拐、強盗、脅迫等である。

図 3-1-7 女性に対する犯罪の年齢別被害率（対 同年齢女性人口 1 万人）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

※ 男性の被害を除外し、女性の性犯罪被害のみで被害率を算出した。

(ウ) 発生場所別被害状況

発生場所別被害件数及び被害割合は表 3-1-8 及び図 3-1-9 に示すとおりである。子どもに対する犯罪では、道路等や公園等の屋外における被害と住宅における被害が多く、合わせて 79%である。女性に対する犯罪のうち、強姦は住宅における被害が多く 56%を占めるが、強制わいせつは道路等における被害が最も多く、34%である。

なお、本節における分析において、子どもに対する強姦及び強制わいせつは子どもに対する犯罪に、子どもに対する強姦は強姦に、子どもに対する強制わいせつは強制わいせつに、それぞれ含まれる。

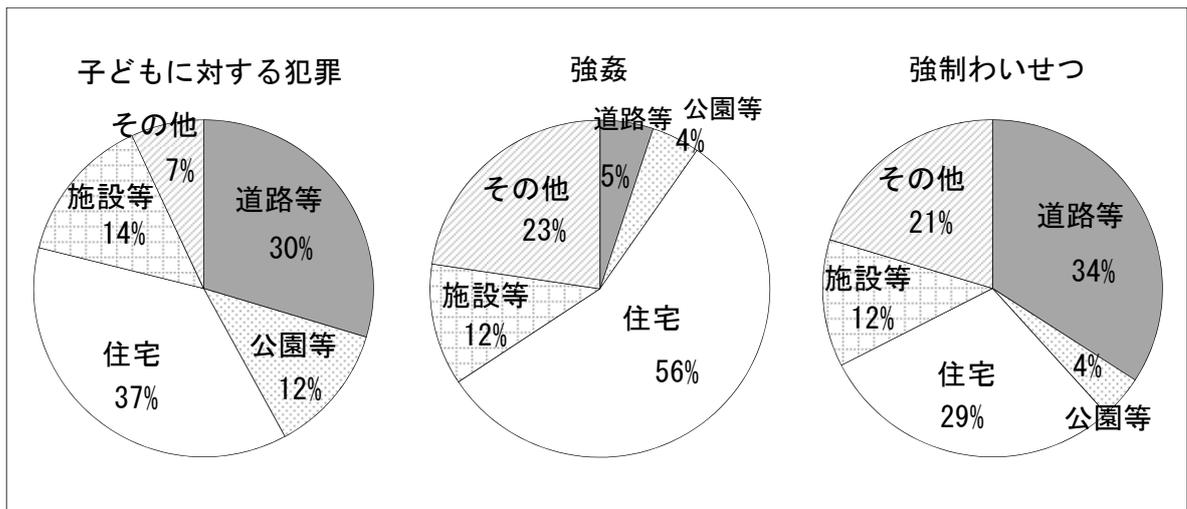
表 3-1-8 発生場所別被害件数

罪種	道路等		公園等	住宅	施設等			その他
	道路上	駐車場・駐輪場			商業施設	施設・学校	駅等	
子どもに対する犯罪	355	30	161	478	98	61	25	90
強姦	23	20	39	475	65	24	10	192
強制わいせつ	1,412	108	187	1,296	325	163	55	905

※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

※ その他は、電車、バス、タクシー等の車内、ホテル、風俗店等をいう。

図 3-1-9 発生場所別被害割合



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(I) 発生場所別検挙割合

発生場所別の認知に対する検挙割合は、表 3-1-10 に示すとおりである。子どもに対する犯罪と、女性に対する犯罪のうち強制わいせつでは道路上が最も低く、それぞれ 42.3%、42.9%となっている。強姦は、検挙割合が全体的に高く、いずれの場所でも 80%を越える。

表 3-1-10 発生場所別の認知に対する検挙割合

罪種	検挙状況	道路等		公園等	住宅	施設等			その他
		道路上	駐車場・駐輪場			商業施設	施設・学校	駅等	
子どもに対する犯罪	検挙	150	16	102	352	72	52	15	70
	未検挙	205	14	59	126	26	9	10	20
	認知に対する検挙割合	42.3%	53.3%	63.4%	73.6%	73.5%	85.2%	60.0%	77.8%
強姦	検挙	20	17	32	400	57	20	9	167
	未検挙	3	3	7	75	8	4	1	25
	認知に対する検挙割合	87.0%	85.0%	82.1%	84.2%	87.7%	83.3%	90.0%	87.0%
強制わいせつ	検挙	606	62	115	784	280	136	35	746
	未検挙	806	46	72	512	45	27	20	159
	認知に対する検挙割合	42.9%	57.4%	61.5%	60.5%	86.2%	83.4%	63.6%	82.4%

※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

※ 検挙・未検挙は、平成 24 年から平成 28 年までの認知に対する内訳である。

※ その他は、電車、バス、タクシー等の車内、ホテル、風俗店等をいう。

(オ) 検挙事件における非面識割合

検挙事件における非面識割合は表 3-1-11 に示すとおりである。子どもに対する犯罪の非面識割合は 62.7%であった。一方、強姦は、検挙事件においては面識がある加害者による犯行が半数近くを占め、強制わいせつは、非面識割合が 79.8%と高い。

表 3-1-11 検挙事件における非面識割合

罪種	認知件数	検挙		認知に対する検挙割合	検挙における被害者との関係					
		検挙	未検挙		親族	知人友人	職場関係	その他	非面識	非面識割合
子どもに対する犯罪	1,298	829	469	63.9%	157	44	23	85	520	62.7%
強姦	848	722	126	85.1%	21	195	66	60	380	52.6%
強制わいせつ	4,451	2,764	1,687	62.1%	20	211	152	175	2,206	79.8%

※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

※ 検挙・未検挙は、平成 24 年から平成 28 年までの認知に対する内訳である。

ウ 子ども・女性の被害における面識の有無、公共空間の状況

前イまでの分析によれば、子どもに対する犯罪及び女性に対する犯罪のいずれについても、非面識の割合が高かった。発生場所では、道路上、公園等の屋外における被害が多くを占めるほか、住宅においても多数発生していることが判明した。

対策を考える上で、面識のある者による被害と非面識の者による被害では、対策の在り方が異なる。前イ（オ）では、検挙事件を対象としたことから面識の有無を分析することができたが、未検挙事件についても面識の有無の状況を分析する必要がある。また、前イまでの分析における住宅には、一戸建住宅と集合住宅が含まれる。さらに、集合住宅は、エントランス、廊下、エレベーター、階段等の不特定多数の者が出入りできる共用部分とそれ以外の場所とに分類することができるが、やはり対策の在り方はそれぞれ異なる。

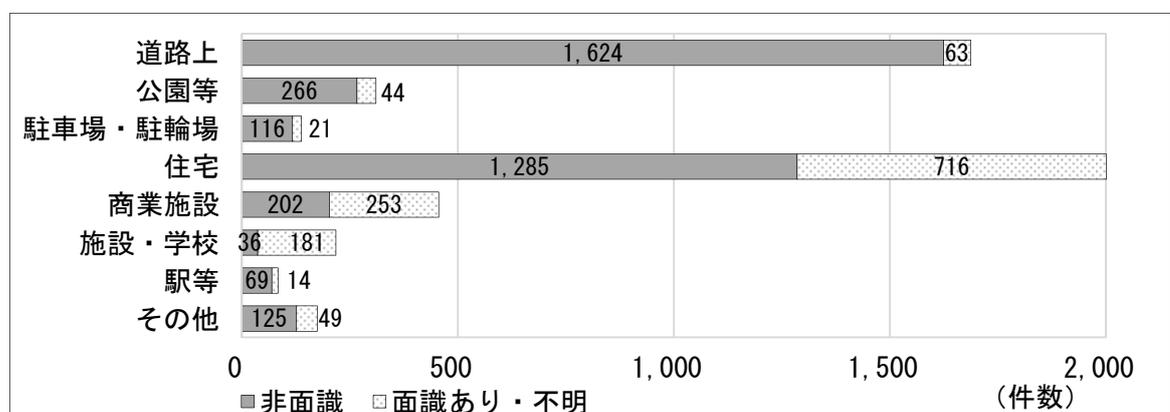
そこで、非面識の者による、道路上や公園等の屋外と住宅や施設等の中の共用部分を含めた公共空間における被害の状況を分析するため、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間に警視庁で認知した子ども・女性に対する犯罪について、未検挙事件も含めて、本研究会の事務局員が面識の有無の状況と発生場所を 1 件ずつ詳細に調査して分析した。

なお、子ども・女性に対する犯罪 6,031 件のうち、電車、バス、タクシー等の車内、ホテル、風俗店等において発生した 967 件については分析対象から除外し、5,064 件を分析対象とした。

(7) 発生場所別の面識の有無の状況

発生場所別の面識の有無については、図 3-1-12 に示すとおりである。道路上、公園等、駐車場・駐輪場においては、8 割以上が非面識の者からの被害であり、住宅においても、非面識の者からの被害が 6 割を占める。

図 3-1-12 発生場所別の面識の有無

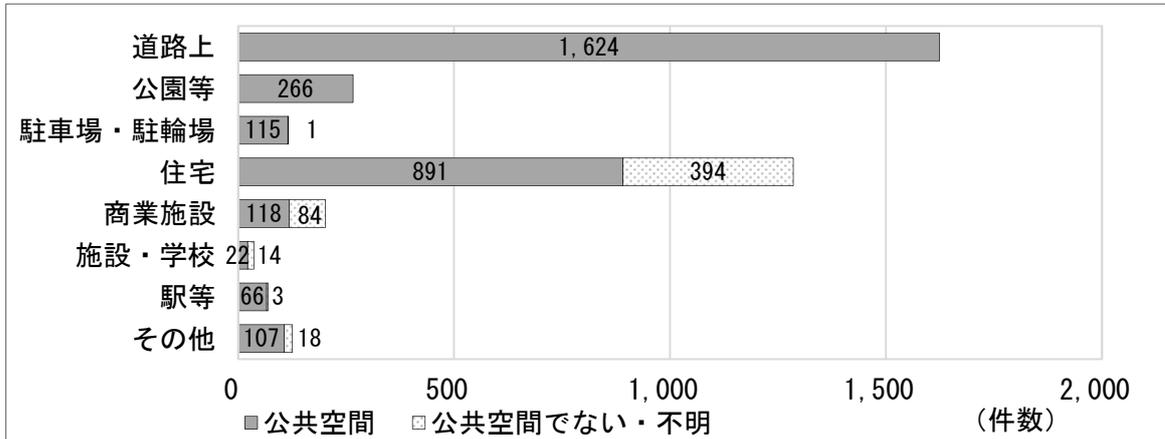


※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(イ) 発生場所別の公共空間の状況（非面識のみ）

前（ア）で分類された非面識の者からの被害のうち、発生場所別の公共空間の状況については図 3-1-13 に示すとおりである。住宅における被害は、公共空間である共用部分が 7 割を占める。

図 3-1-13 発生場所別の公共空間の状況（非面識のみ）

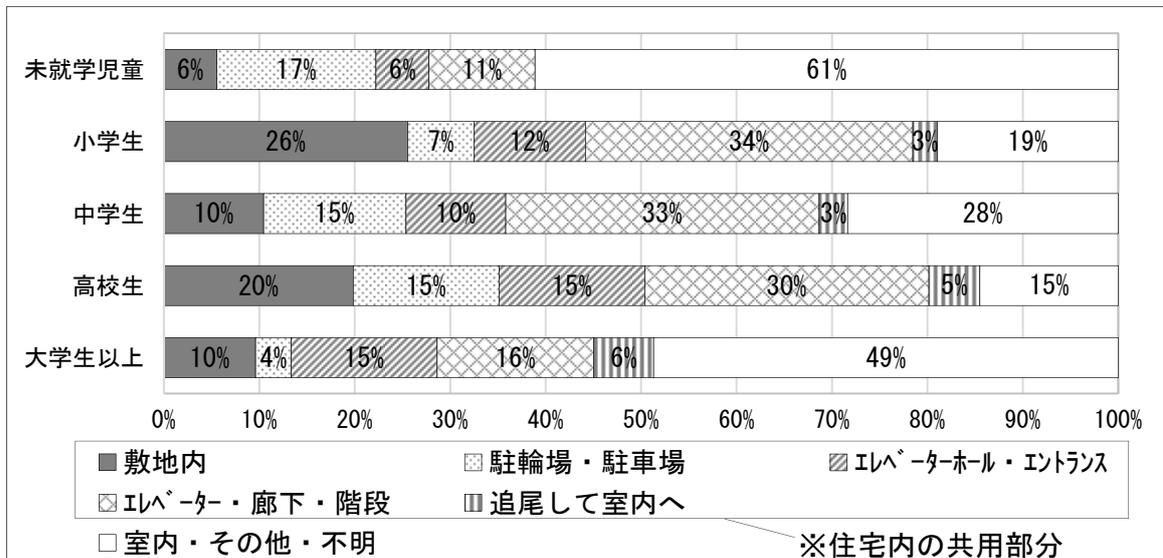


※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(ウ) 住宅内における被害者学職別の発生場所の状況（非面識のみ）

前（イ）のうち、住宅内における被害者学職別の発生場所の状況については図 3-1-14 に示すとおりである。大学生以上では、室内侵入の被害が多いため、公共空間での被害は 5 割となっているが、小学生から高校生では、被害の多くがエレベーター、廊下、階段や敷地内などの公共空間で発生している。未就学児童では公共空間での被害は 4 割にとどまっている。

図 3-1-14 住宅内における被害者学職別の発生場所の状況（非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

エ 公共空間における非面識の者からの子ども・女性の被害の状況

前ウで分析した、公共空間における非面識の者からの被害について、被害者学職、被害時刻、発生場所について分析した。

(7) 被害者学職別の被害時刻の状況

被害者学職別の被害時刻の状況については図 3-1-15 及び図 3-1-16 に示すとおりである。被害者の学職によって、被害時刻のピークが以下のとおり異なる。

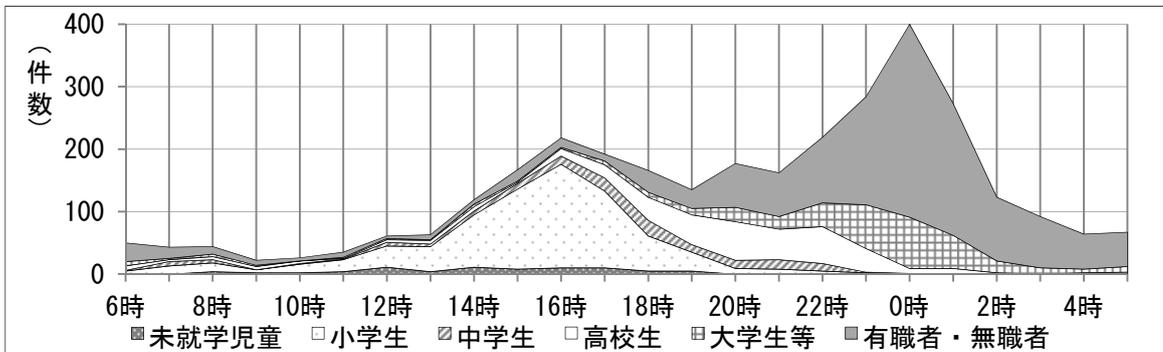
小学生は 16 時をピークとして 15 時台から 17 時台

中学生は 17 時台から 18 時台

高校生は 20 時台から 22 時台

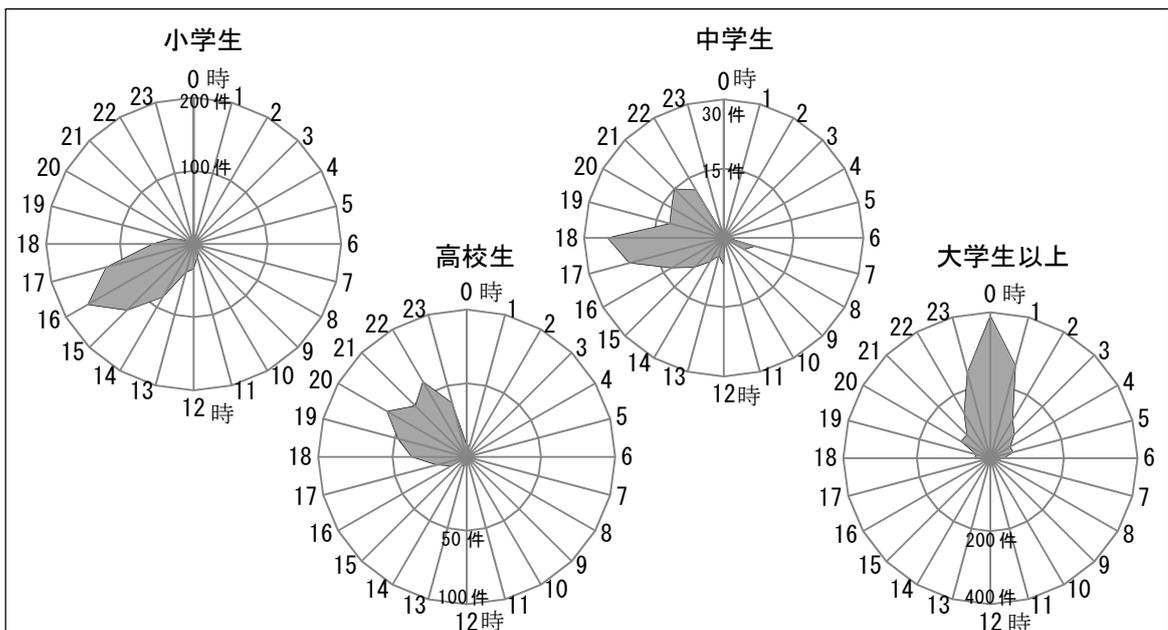
大学生以上は 23 時台から 1 時台

図 3-1-15 被害者学職別の被害時刻の状況（公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

図 3-1-16 被害者学職別の時刻別発生状況（公共空間・非面識のみ）



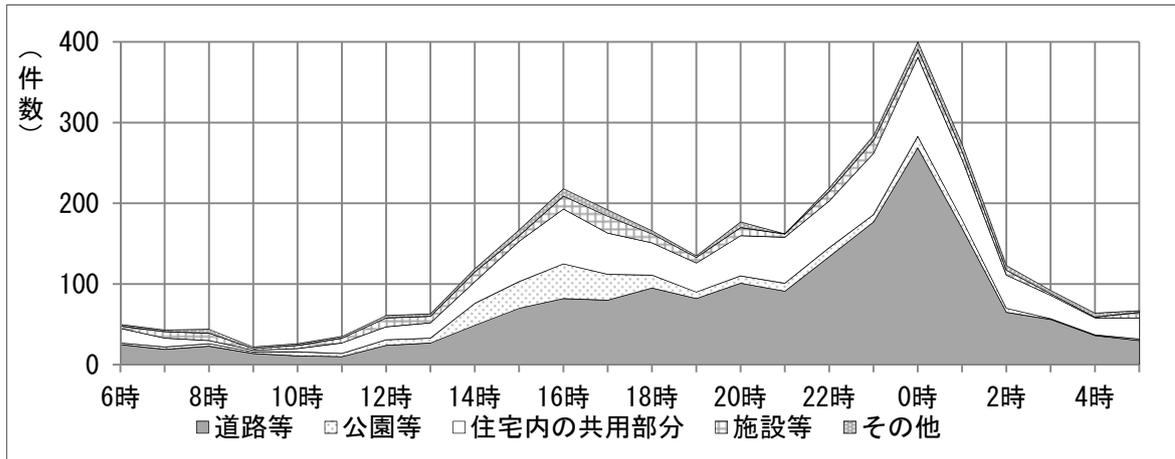
※ 1 日を 0 時台から 23 時台まで 24 分割し、各時刻の発生件数をつないだもの。

※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(1) 発生場所別の被害時刻の状況

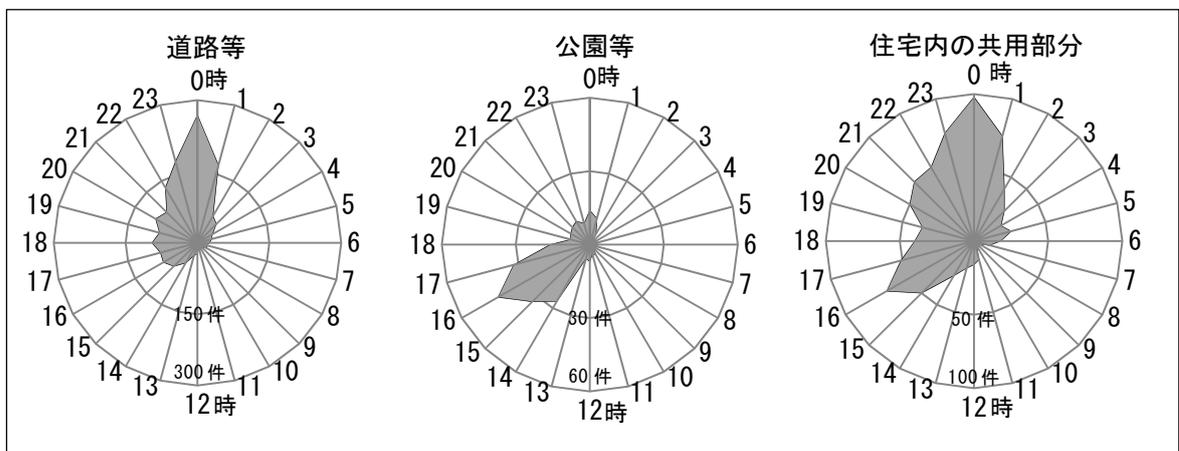
発生場所別の被害時刻の状況については図 3-1-17 及び図 3-1-18 に示すとおりである。道路等では、22 時台から深夜 1 時台までの間に最も多く発生しており、公園等では、14 時台から 17 時台に集中している。一方で、住宅内の共用部分では、15 時台から深夜 1 時台までの幅広い時間で発生している。

図 3-1-17 発生場所別の被害時刻の状況（公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

図 3-1-18 発生場所別の被害集中時刻の状況（公共空間・非面識のみ）



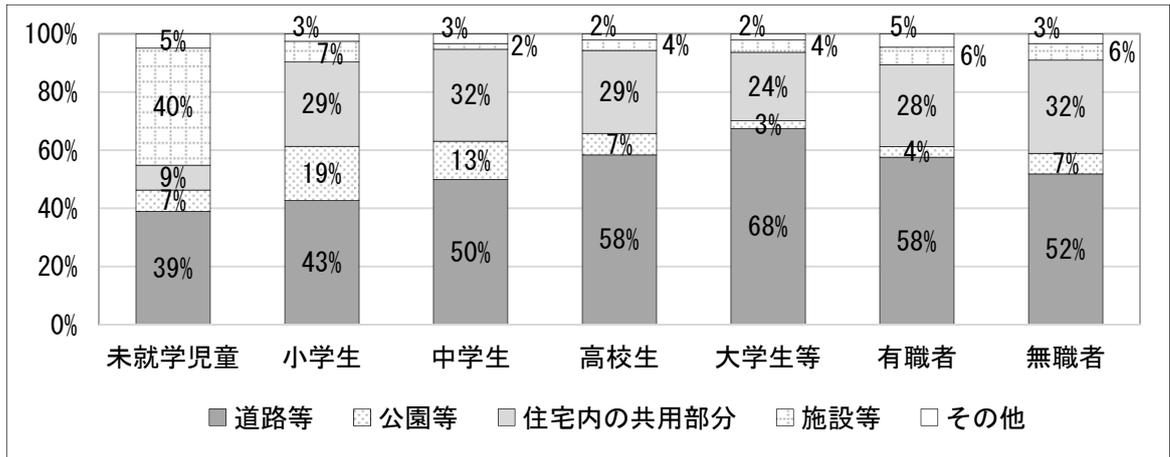
※ 1 日を 0 時台から 23 時台まで 24 分割し、各時刻の発生件数をつないだもの。

※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(ウ) 被害者学職別の発生場所の状況

被害者学職別の発生場所の状況については図 3-1-19 に示すとおりである。未就学児童は、施設等での被害が他の学職に比べて高い割合を占めている。その他の学職では、道路等の発生が一番多く、次いで住宅内の共用部分での発生が多い。

図 3-1-19 被害者学職別の発生場所の状況（公共空間・非面識のみ）

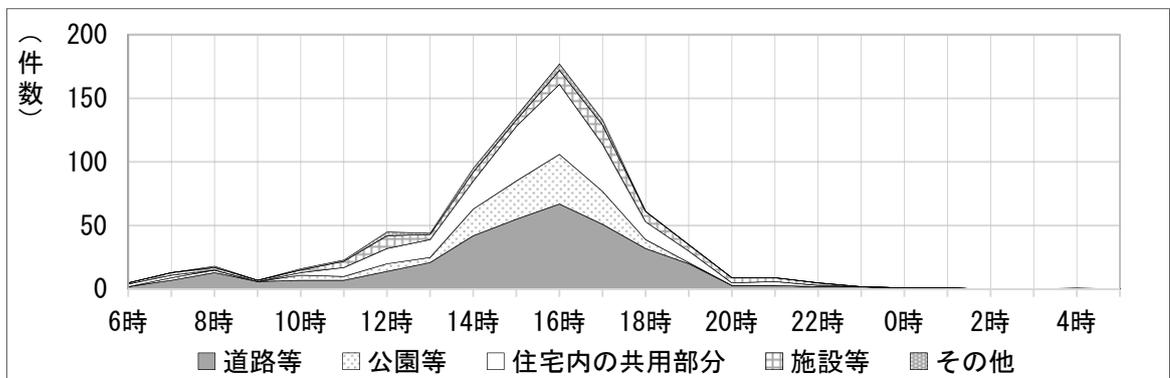


※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

(エ) 被害者学職ごとの発生場所別の被害時刻の状況

被害者学職ごとに分類した発生場所別の被害時刻の状況をそれぞれ示す。未就学児童及び小学生の発生場所別被害時刻の状況は図 3-1-20 に示すとおりである。16 時台をピークとして、15 時台から 17 時台まで、道路等、公園等、住宅内の共用部分における発生が、同割合で発生している。

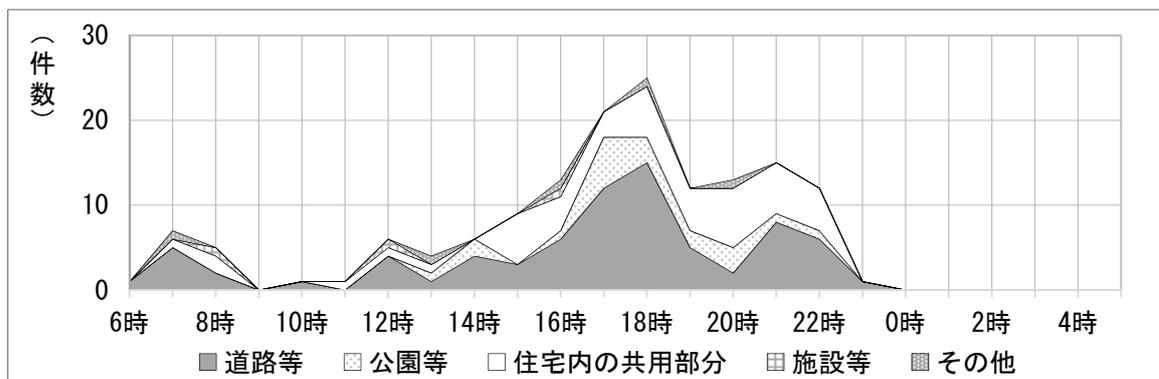
図 3-1-20 発生場所別の被害時刻の状況（未就学児童・小学生、公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

中学生の発生場所別被害時刻の状況は図 3-1-21 に示すとおりである。18 時台と 21 時台で 2 度のピークがある。18 時台は、道路等が多くを占めるが、21 時台は、住宅内の共用部分における発生が半数近くを占める。

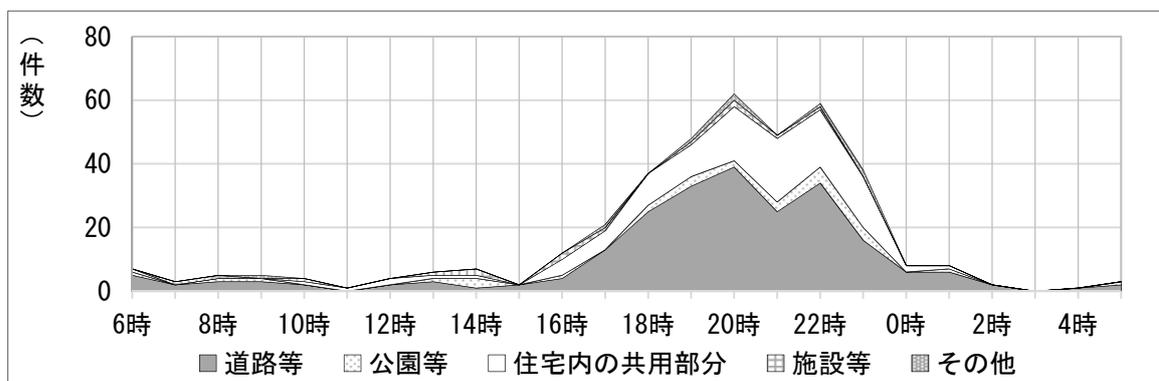
図 3-1-21 発生場所別の被害時刻の状況（中学生、公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

高校生の発生場所別被害時刻の状況は図 3-1-22 に示すとおりである。20 時台から 22 時台までがピークであるが、発生場所のほとんどを占める道路等と住宅内の共用部分において、一定の割合で発生している。

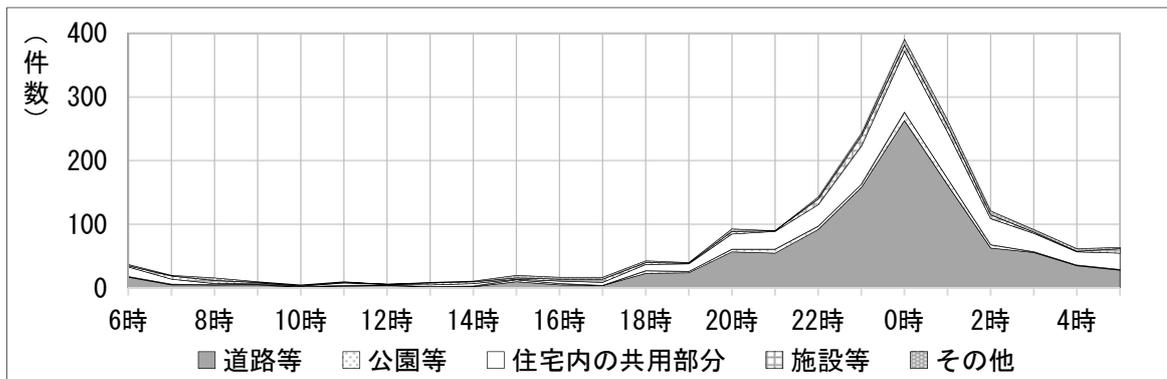
図 3-1-22 発生場所別の被害時刻の状況（高校生、公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

大学生以上の発生場所別被害時刻の状況は図 3-1-23 に示すとおりである。0 時台をピークとして、23 時台から 1 時台までの間に、道路等で多く発生しており、住宅内の共用部分においても、一定数発生している。

図 3-1-23 発生場所別の被害時刻の状況（大学生以上、公共空間・非面識のみ）



※ 平成 24 年から平成 28 年までに警視庁で認知した件数による。

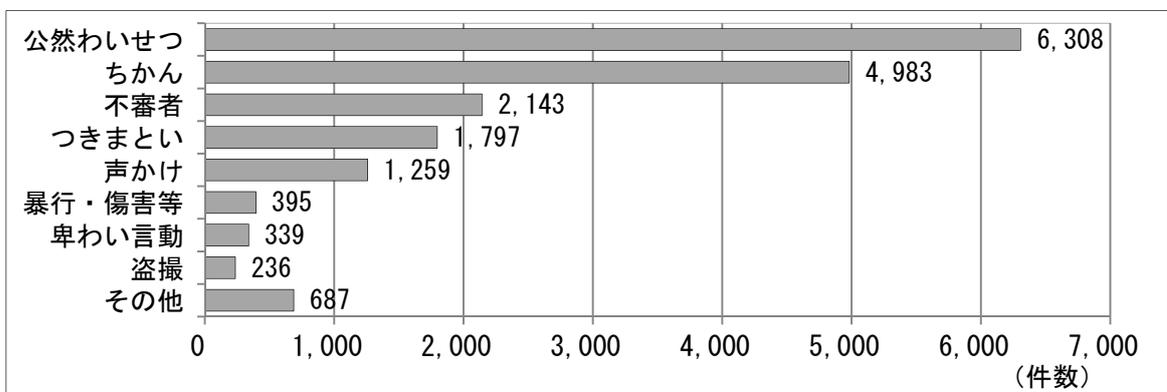
(2) 前兆事案の発生状況

前(1)までは、子ども・女性に対する犯罪について、公共空間における非面識の者からの被害状況を分析してきた。本項では、平成26年から平成28年までに警視庁で取り扱った前兆事案について、事案別、発生場所別及び年齢層別の被害時刻の状況を整理した。

ア 前兆事案の発生件数

分析対象とした前兆事案の発生件数は図3-1-24に示すとおりである。公然わいせつ、ちかんが多く、次いで不審者、つきまとい、声かけ等の事案が多い。

図3-1-24 分析対象とした前兆事案の発生件数



※ 平成26年から平成28年までに警視庁で取り扱った件数による。

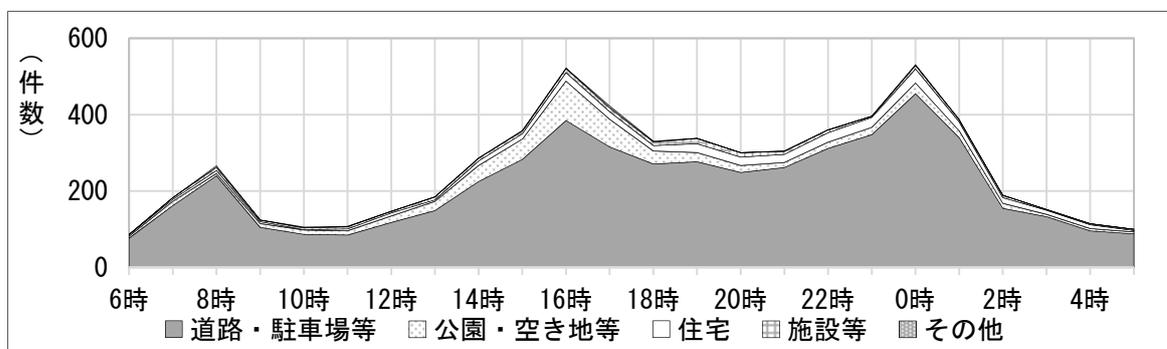
※ その他には、のぞき、器物損壊を含む。

イ 事案別・発生場所別・被害時刻の状況

(7) 公然わいせつの被害時刻の状況

公然わいせつの被害時刻の状況は図3-1-25に示すとおりである。16時台をピークとして15時台から17時台と、深夜0時台が多いが、朝8時台の発生も見られる。

図3-1-25 公然わいせつの被害時刻の状況

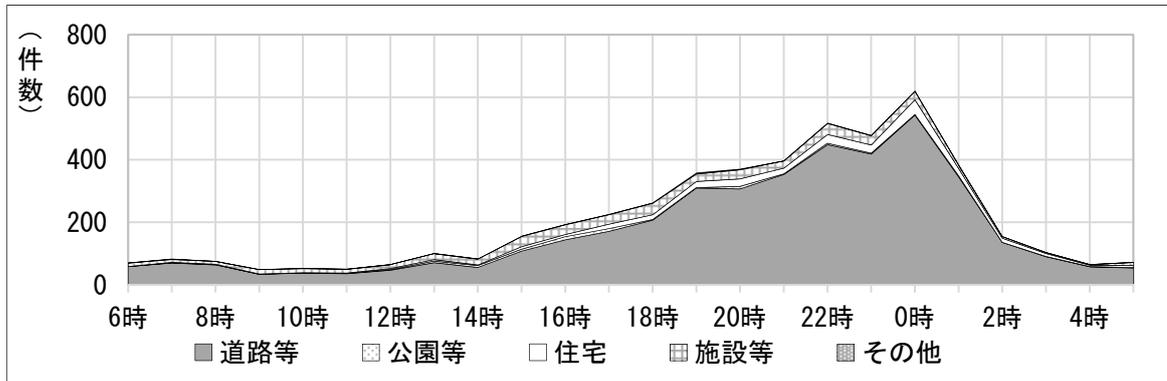


※ 平成26年から平成28年までに警視庁で取り扱った件数による。

(イ) ちかんの被害時刻の状況

ちかんの被害時刻の状況は図 3-1-26 に示すとおりである。ちかんは、19 時台からピークである深夜 0 時台にかけ徐々に件数が増加しており、ほとんどが道路等の屋外における発生である。

図 3-1-26 ちかんの被害時刻の状況

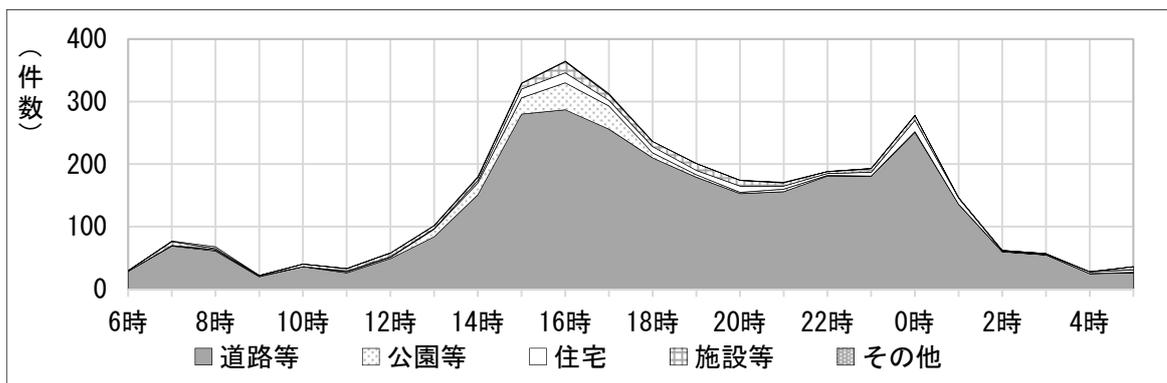


※ 平成 26 年から平成 28 年までに警視庁で取り扱った件数による。

(ウ) 不審者等の被害時刻の状況

不審者、つきまとい、声かけ及び卑わい言動（以下「不審者等」という。）の被害時刻の状況は図 3-1-27 に示すとおりである。16 時台と深夜 0 時台で二つのピークがあり、16 時台では公園等においても発生していることから、時間帯によって被害対象が異なることが推察される。

図 3-1-27 不審者等の被害時刻の状況

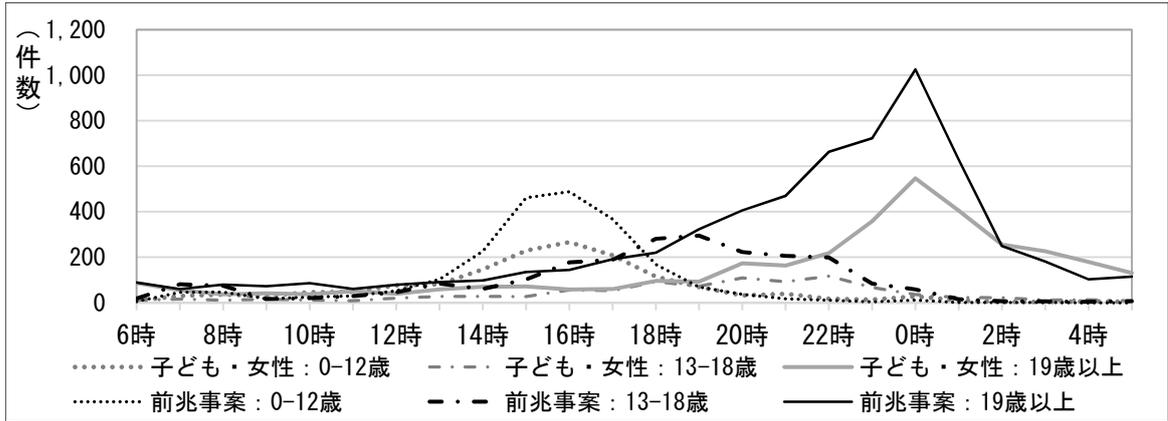


※ 平成 26 年から平成 28 年までに警視庁で取り扱った件数による。

ウ 年齢層別の被害時刻の状況（子ども・女性に対する犯罪との比較）

年齢層別の被害時刻について、子ども・女性に対する犯罪と比較した状況は図 3-1-28 のとおりである。0-12 歳と、19 歳以上においては、子ども・女性に対する犯罪と前兆事案の被害時刻のピークが合致している。13-18 歳においては、前兆事案のピークは 18 時から 19 時であり、ピークが 20 時から 22 時である子ども・女性に対する犯罪より 2 時間程度早い時刻になっている。

図 3-1-28 年齢層別の被害時刻の状況（子ども・女性に対する犯罪との比較）

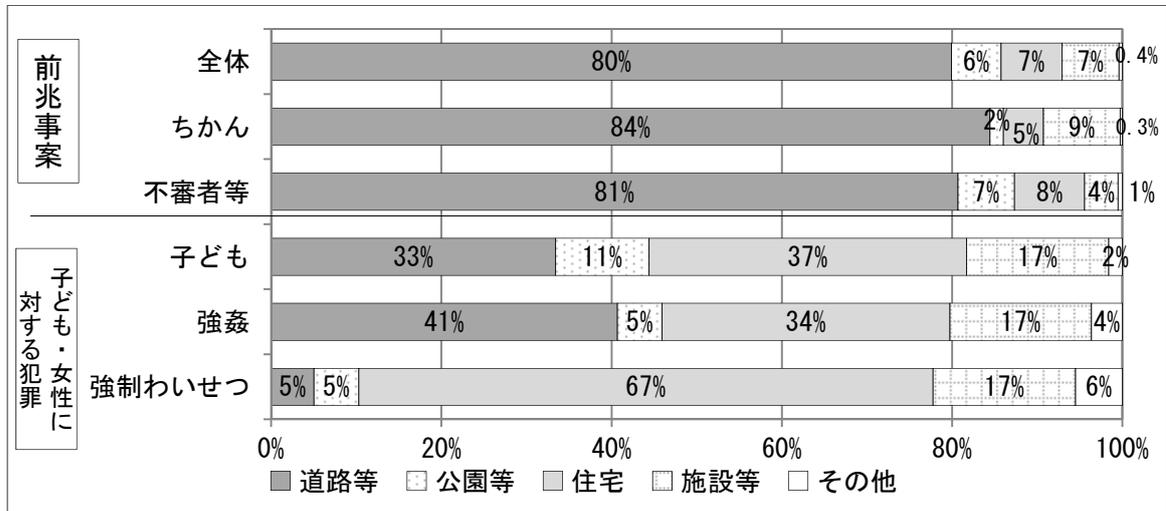


※ 平成 26 年から平成 28 年までに警視庁で取り扱った件数による。

エ 発生場所の状況（子ども・女性に対する犯罪との比較）

発生場所について、子ども・女性に対する犯罪と比較した状況は図 3-1-29 のとおりである。子ども・女性に対する犯罪では、道路等や公園等の屋外における発生は 5 割に満たなかったが、前兆事案については、ちかん、不審者等のいずれも屋外の発生が 8 割以上を占める。

図 3-1-29 発生場所の状況（子ども・女性に対する犯罪との比較）



※ 平成 26 年から平成 28 年までに警視庁で取り扱った件数による。

2 サンプル5 警察署における実態調査

前1では、公共空間における非面識者からの子ども・女性に対する犯罪等の統計分析を行った。発生時間帯は被害者の学職によって異なるものの、発生場所は道路上や集合住宅の共用部分に集中することを見出した。本節では、これらの被害の発生過程を検討するため、東京都内に所在する102警察署から犯罪発生件数、地理的状况等を勘案して選定したサンプル5警察署（練馬警察署、西新井警察署、小松川警察署、田無警察署及び町田警察署）において、平成26年1月から平成29年6月までに取り扱った事案の実態調査を行った。

(1) 子ども・女性に対する犯罪等の実態調査の趣旨・目的

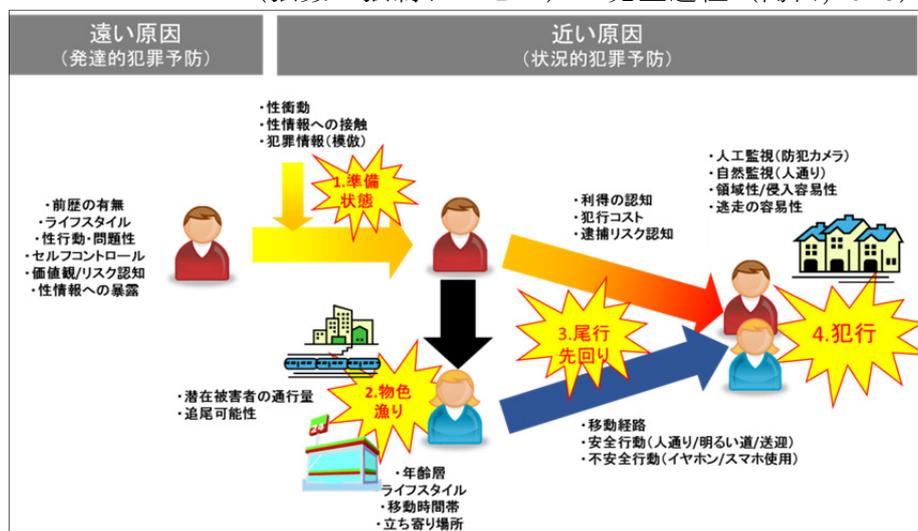
子ども・女性に対する犯罪等を抑止するための着眼点は、加害者、被害者、場所（状況）に分けることができる（図3-2-1）。ここでは、①犯行を思い立った加害者が、②公共空間で犯行対象を物色し、犯行に適した対象が現れると、③追尾や先回りして接触する機会を狙い、④犯行に適した条件が整ったところで接触し、犯行に至る、といった段階的な過程が考えられる。これらの要因を分析し問題を除去することで、犯行には及んでいないものの加害者となるおそれのある者（以下「潜在加害者」という。）が、犯行に及ぶ前に被害を抑止できる可能性がある。

また、前1における発生状況の分析結果では、被害の多くが道路上や集合住宅の共用部分で発生していることが示された。この分析結果から、子ども・女性に対する犯罪等には、子どもの登下校、遊びや塾・習い事、女性の帰宅などの行動が関係することが予想される。しかし、前1での分析は時間・場所といった事案の外形要因に限られ、犯行や被害の過程を把握する上では十分ではない。

このため、今回の実態調査は、事件が発生する前のプロセス（具体的には、加害者の物色のき

っかけとなった要因、対象者を見定めた後の追尾の有無、被害者の行動等）に注目して、事案の実態を把握し、効果的な抑止対策を検討することを目的として実施した。

図3-2-1 実態把握の必要性・有効性 非面識強行犯（強姦・強制わいせつ）の発生過程（島田,2015）

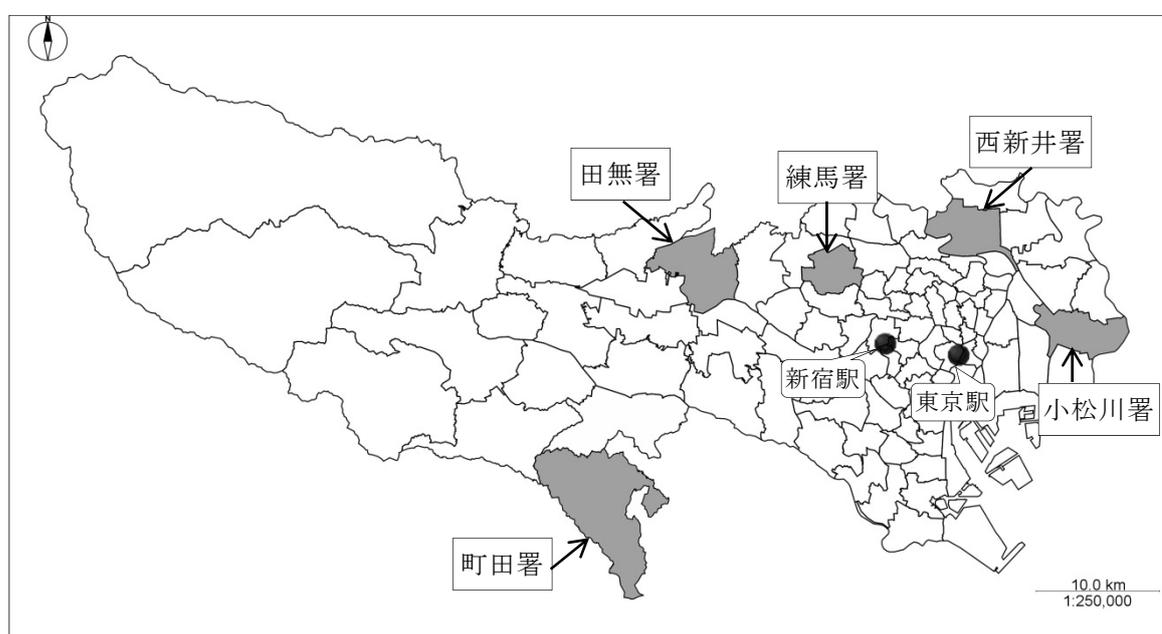


(2) 実態調査の概要

調査対象とした事案は、公共空間における子ども・女性に対する犯罪等である。公共空間とは、道路、公園、駐車場等の不特定多数の者が出入りできる場所であり、集合住宅においてはオートロックの有無にかかわらず、エントランス、廊下、エレベーター、階段等の共用部分を含む。また、商業施設における、従業員専用のバックヤード等を除き、売り場など客であれば誰でも利用可能な場所を含む。

調査対象とした地域は、犯罪発生件数、地理的状況等を勘案して、図 3-2-2 のとおり 5 つの警察署管内とした。

図 3-2-2 サンプル 5 警察署の所在地



調査対象となった事案の期間は、平成 26 年 1 月から平成 29 年 6 月までの 3 年半であり、そのうち平成 29 年 1 月から 6 月までについては、事件発生時又は検挙時に警察署の担当者が調査用紙に記入した。また、平成 26 年 1 月から平成 28 年 12 月までの事案については、事務局員が各警察署に赴いて遡及的に調査した（以下「遡及調査」という。）。分析対象となった事案数は 1,996 件、被害者数は 1,975 名である。このうち、加害者が判明した事件は 180 件、加害者は 151 名であり、同一の被害者や加害者が複数の事件に関係しているものも含まれる。

犯罪類型に関しては、図 3-2-3 のとおり、強姦・強制わいせつ、ちかん、声かけ・つきまとい等、公然わいせつ、盗撮及びその他に分けて分析をした。ただし、犯罪類型別に集計する際には、その他を除外した。今回特に着目した点は、認知時の調査では、発生場所の環境特性である。集合住宅の中のどこで発生したのか、被害者が当日どこを出発して、どの交通機関を利用して移動したかという空間行動等を調査した。

また、子どもの被害については、一緒にいた人が誰であるかについて調査した。検挙時の調査では、加害者の背景要因、犯行や物色のきっかけ、当日の足取り等について調査した。

図 3-2-3 犯罪類型と分析対象事案

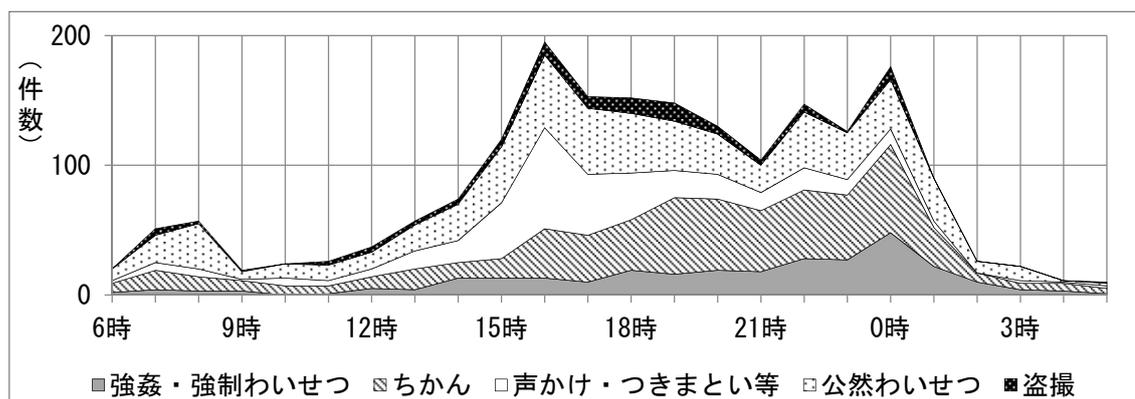
	事案数	うち調査期間内で 加害者判明
子ども・女性に 対する犯罪	強姦・強制わいせつ	84
	ちかん	23
前兆事案	声かけ・つきまとい等	15
	公然わいせつ	16
	盗撮	39
	その他	3
合計	1,996	180

(3) 犯罪類型と発生時間帯

ア サンプル5 警察署概観

サンプル5 警察署全体で発生した犯罪類型と発生時間帯の関係を図 3-2-4 に示す。声かけ・つきまとい等は夕方によく、強姦・強制わいせつやちかんは、夜間の時間帯に徐々に増加し、深夜時間帯に一番多く発生している。

図 3-2-4 概観：犯罪類型別×発生時間帯



イ 警察署別

警察署別の犯罪類型と発生時間帯の関係を、図 3-2-5 から図 3-2-9 に示す。田無署 (図 3-2-5) と町田署 (図 3-2-6) は 15 時から 18 時が多発時間帯であるが、多発している犯罪類型は、田無署では声かけ・つきまとい等、町田署ではちかんであり、同じ多発時間帯でも発生する犯罪類型が異なっていた。その他の 23 区内の 3 署を比較しても、署によって多発の時間帯、多発する犯罪類型が異なる。例えば、練馬署 (図 3-2-7) では深夜時間帯の強姦・強制わいせつやちかんが多く、西新井署 (図 3-2-8) は比較的早い時間からの声かけ・つきまとい等が多い。また、学職別の発生時間帯も警察署によって異なっている。

このように、今回のサンプル5 警察署では、多発時間帯が異なること、また、多発時間帯が同じであっても犯罪類型が異なることが示された。

このため、今後、子ども・女性の安全対策を進めていく上では、警察署の管轄や地域によって多発時間帯や犯罪類型が異なることを前提に行うべきである（第5章2（2）「犯罪予防の公衆衛生モデル」参照）。

図 3-2-5 犯罪類型別×発生時間帯（田無署）

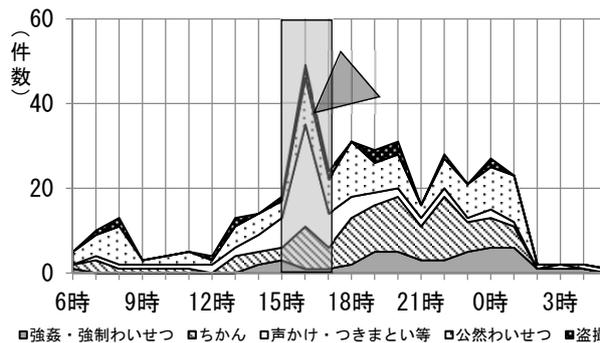


図 3-2-6 犯罪類型別×発生時間帯（町田署）

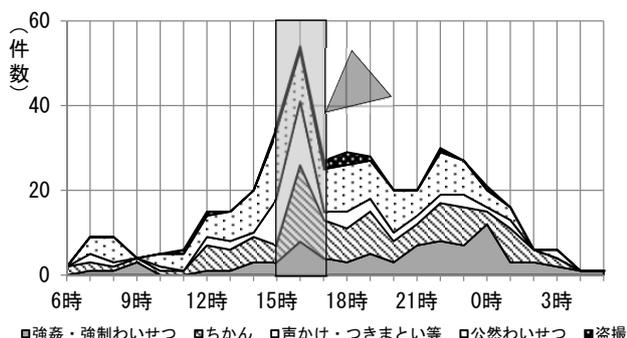


図 3-2-7 犯罪類型別×発生時間帯（練馬署）

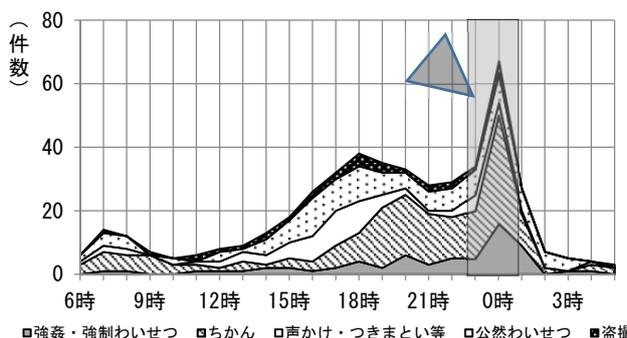


図 3-2-8 犯罪類型別×発生時間帯（西新井署）

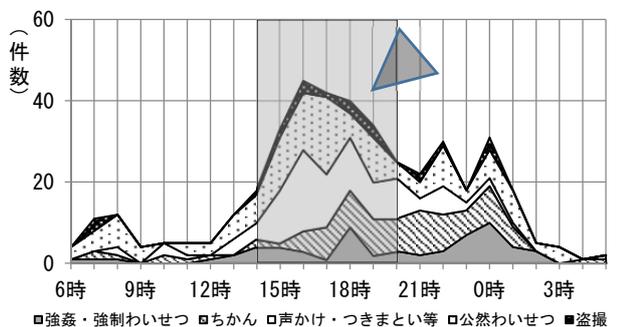
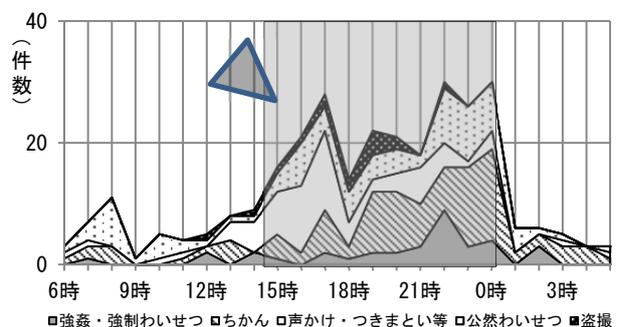


図 3-2-9 犯罪類型別×発生時間帯（小松川署）



(4) 加害者の犯行過程

ア 加害者の背景要因

分析対象となった加害者 151 名の平均年齢は 34.8 歳（標準偏差 13.1 歳）であった。表 3-2-10 に、その他の 2 名を除く 149 名の犯罪類型別の年齢分布を示す。身体接触を伴う重篤な事案における加害者の年齢は、強姦・強制わいせつで低く、ちかんで高かった。

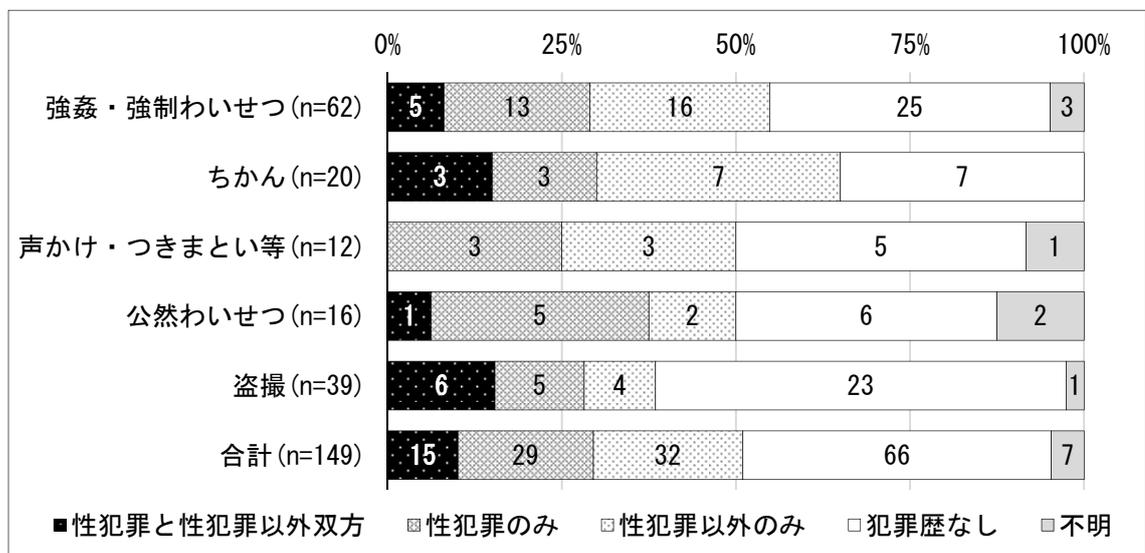
表 3-2-10 犯罪類型別の加害者の年齢分布

	19歳以下	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50歳以上	合計(名)	平均(歳)	標準偏差
強姦・強制わいせつ	10	21	15	10	6	62	30.8	11.6
ちかん	1	6	3	3	7	20	41.7	17.5
声かけ・つきまとい等	1	0	5	3	3	12	43.3	17.6
公然わいせつ	0	5	5	3	3	16	37.3	10.2
盗撮	0	11	21	5	2	39	34.2	10.1
合計	12	43	49	24	21	149	34.9	13.2

また、加害者 151 名の学職は、就業中の者（会社員、パート・アルバイト、自営業等）が 103 名、学生（大学・短大生、高校生等）が 19 名、無職者が 27 名、その他・不詳が 2 名だった。

図 3-2-11 に、その他を除く犯罪類型別の加害者の犯罪歴を示す。149 名中 15 名（10%）が性犯罪と性犯罪以外の双方の犯罪歴を、29 名（19%）が性犯罪のみの犯罪歴を、32 名（21%）が性犯罪以外の犯罪歴を有しており、66 名（44%）は犯罪歴がなかった。性犯罪の犯罪歴を有する者は 44 名（30%）であった。犯罪類型別にみると、性犯罪以外を含む犯罪歴を持つ者の割合は、ちかんで高く、盗撮で低かった。

図 3-2-11 加害者の犯罪歴



イ 犯行の連続性・再発性

151 名の加害者のうち、6 名が 2 回、4 名が 3 回、調査期間内にサンプル警察署管内で犯行を行っていることが確認された。特に、強姦・強制わいせつでは加害者 62 名中 4 名が 2 回、4 名が 3 回、調査期間内にサンプル警察署管内での犯行が確認され、他の犯罪類型に比べて犯行の連続性・再発性が顕著であった。

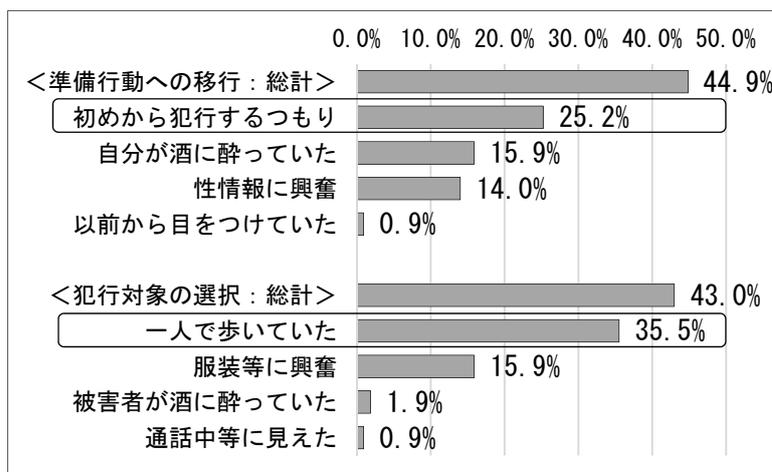
このため、加害者側の対策としては、犯罪に最初に手を染めさせない取組や再犯をさせない取組に加え、事案を早期に解決して被害の拡大防止を図る検挙予防活動のための取組が重要であるといえる。

ウ 物色・犯行のきっかけ

加害者の犯行に至る過程として、物色行動に移行したきっかけと犯行対象の選択理由を、複数回答で調査した。図 3-2-12 は、犯罪類型のうち、より重篤な強姦・強制わいせつ及びちかん計 107 事案の結果を示している。対象事案のうち、約 45%が準備行動への移行に関する 4 項目のいずれかに該当していた。中

でも「初めから犯行するつもり」という計画性を示唆する項目の出現率が一番高かった。また、対象事案のうち43%が、犯行対象の選択に関する4項目のいずれかに該当しており、被害者が「一人で歩いていた」が最も顕著だった（複数回答）。

図 3-2-12 犯行過程：物色・犯行のきっかけ（強姦・強制わいせつ、ちかん）

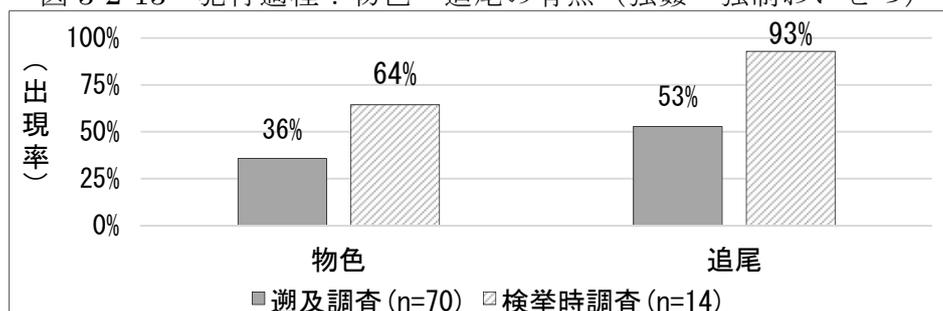


エ 物色・追尾の有無

加害者が判明した強姦・強制わいせつ 84 事案について、物色及び追尾行為の出現率を図 3-2-13 に示す。遡及調査（平成 26 年 1 月から平成 28 年 12 月までの発生分）では、70 事案中 25 事案（36%）で物色が、37 事案（53%）で追尾がそれぞれ確認された。また、検挙時に警察の担当者が行った検挙時調査（平成 29 年 1 月から 6 月までの発生分。以下「検挙時調査」という。）では、14 事案中 9 事案（64%）で物色が、13 事案（93%）で追尾がそれぞれ確認された。合計すると、84 事案中 34 事案（40%）で物色が、50 事案（60%）で追尾がそれぞれ確認された。

検挙時調査は事案数が少ないものの、遡及調査と比較して、加害者の行動をより正確に調査できることを考慮すると、公共空間における非面識者からの性犯罪被害では、相当程度の加害者が犯行の前に被害者を物色したり追尾するという準備行為を行っていると考えられる。このことから、職務質問やパトロールを強化して物色中・追尾中の潜在的加害者を除去する、被害には遭っていないものの被害者となるおそれがある者（以下「潜在被害者」という。）の単独歩行の機会や距離を減らすなどにより、潜在的加害者と潜在的被害者との接触可能性を減らすことで、子ども・女性に対する犯罪等を抑止できる可能性が高いことが示唆される。

図 3-2-13 犯行過程：物色・追尾の有無（強姦・強制わいせつ）



オ 防犯カメラ映像の利用状況

防犯カメラは、監視性の向上による犯罪抑止効果と、事件が起きた際に迅速な解決に寄与する効果が期待されている。近年、防犯カメラは公共空間・私有空間の別を問わず普及が進んでいるが、設置・運用ともにコストがかかるため、その利用状況を調査しておくことは、その普及促進及び社会的受容のためにも重要だと考える。今回の調査対象になった事案のうち、解決に至った180事案における防犯カメラ映像の利用状況は、利用したものが93事案(52%)、利用しなかったものが58事案(32%)、不明が29事案(16%)であった。防犯カメラ映像を利用した93事案のうち、49事案(53%)では発生場所の映像、48事案(52%)では、犯行前後の加害者の行動など発生場所以外の映像が利用されていた(複数回答)。ここでの検討は事件発生後の対応に限られているものの、公共空間における防犯カメラの利用は、子ども・女性に対する犯罪等の解決に寄与していると考えられる。

(5) 被害の過程

ア 被害の背景要因

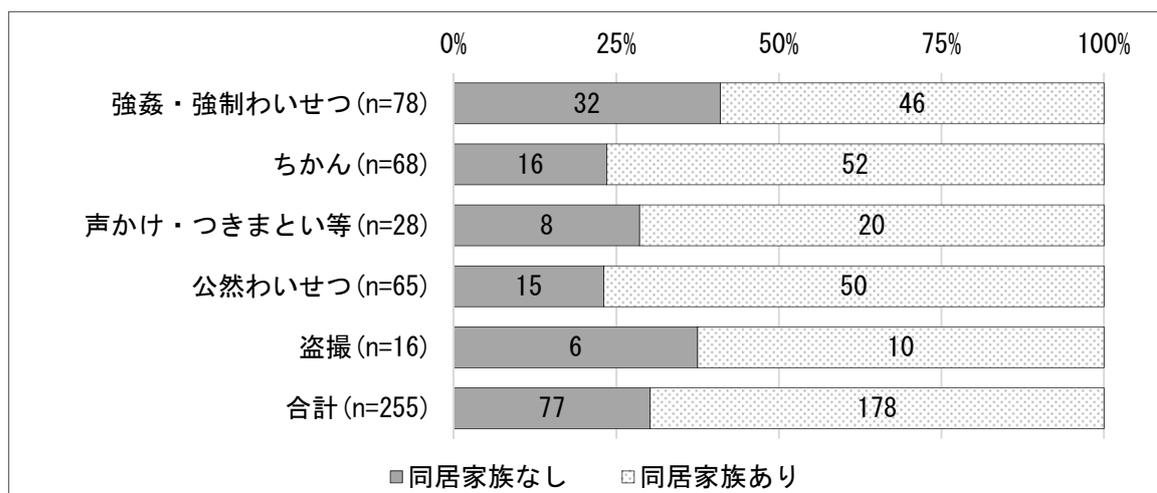
分析対象となった、公共空間における非面識者からの子ども・女性に対する犯罪等1,996事案における被害者の平均年齢は20.6歳(標準偏差10.8歳)であった。また、犯罪類型別の被害者の学職を表3-2-14に示す。声かけ・つきまとい等では、小学生が占める割合が高いのに対し、強姦・強制わいせつでは、大学生以上(大学生等・有職者・無職者)の占める割合が高い。

表 3-2-14 犯罪類型別の被害者の学職

	小学生	中学生	高校生	大学生等	有職者	無職者	その他・不明	合計
強姦・強制わいせつ	49	10	62	47	101	10	7	286
ちかん	51	63	120	69	256	23	24	606
声かけ・つきまとい等	169	73	52	13	48	7	11	373
公然わいせつ	118	100	82	35	201	55	24	615
盗撮	13	5	26	10	33	6	8	101
その他	5		2	2	5	1		15
合計	405	251	344	176	644	102	74	1,996

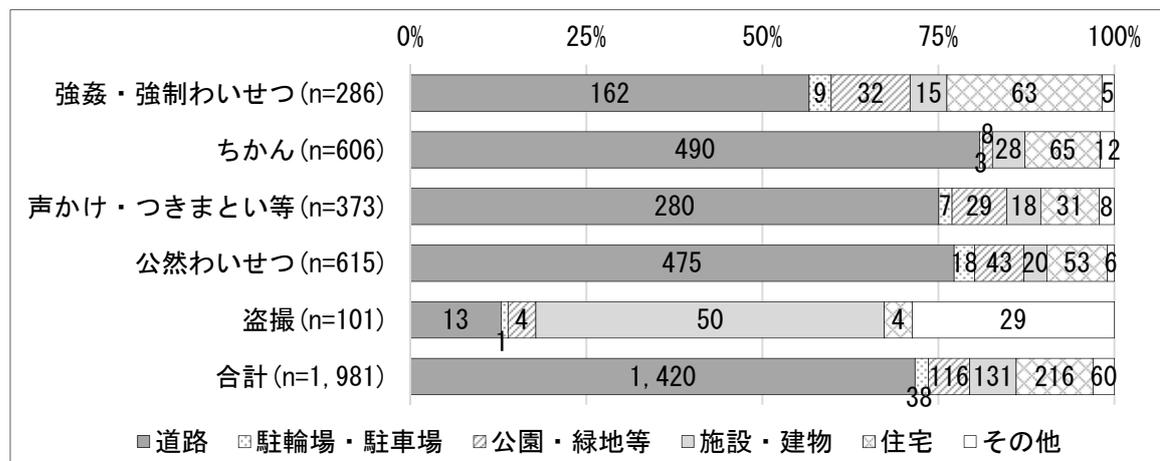
また、大学生以上の被害者で同居家族の状況が判明した255事案におけるその状況を図3-2-15に示す。強姦・強制わいせつ、ちかん、声かけ・つきまとい等という三つの犯罪類型で比較すると、被害が最も重篤な強姦・強制わいせつで、同居家族のない被害者の割合が最も高い。同居家族がない場合、生活時間が深夜に及んだときは家族の送迎が見込めないため、単独移動場面が増えることが予想される。このため、特に安全対策が必要になると考えられる。

図 3-2-15 大学生以上（大学生等・有職者・無職者）の被害者の同居家族の有無



犯罪類型別の事案の発生場所を図 3-2-16 に示す。道路上での発生が最も多く、次が住宅であり、第 3 章 1 の都内全域における子ども・女性に対する犯罪等の発生と同じ傾向がみられた。

図 3-2-16 犯罪類型別の事案の発生場所



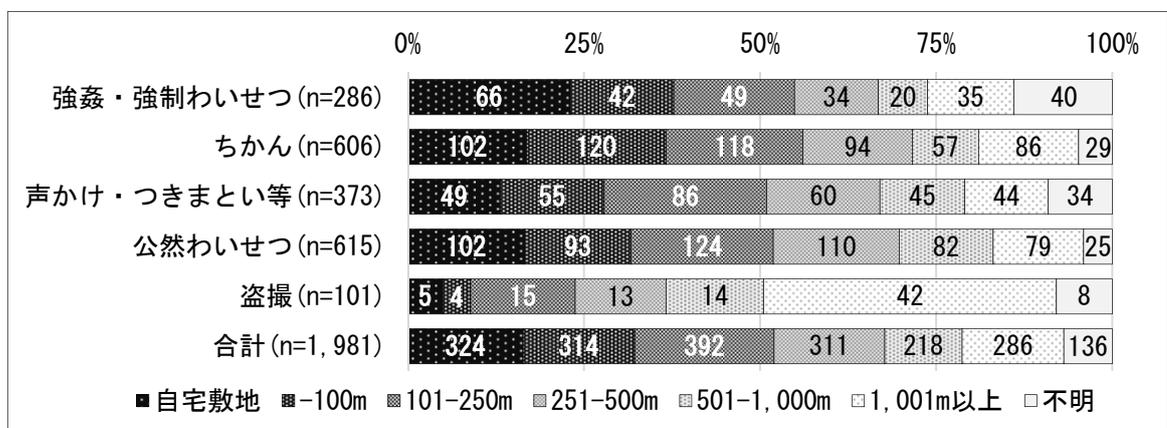
イ 被害場所と自宅との距離

前 1 の公共空間における非面識の者からの子ども・女性の犯罪の発生場所は、道路上や集合住宅での共用部分での発生が顕著であり、発生が集中する時間帯は小学生では夕方、大学生以上では深夜であった。これらからは、子どもに対する犯罪被害は、自宅周辺での遊びや移動など、自宅を中心とした生活空間が中心になると予想される。

このため、被害場所（事案の発生場所をいう。ただし、犯行直前に加害者が被害者に接触した場所が別であれば、その場所をいう。）と、被害者の自宅との地点間の直線距離を計算した。

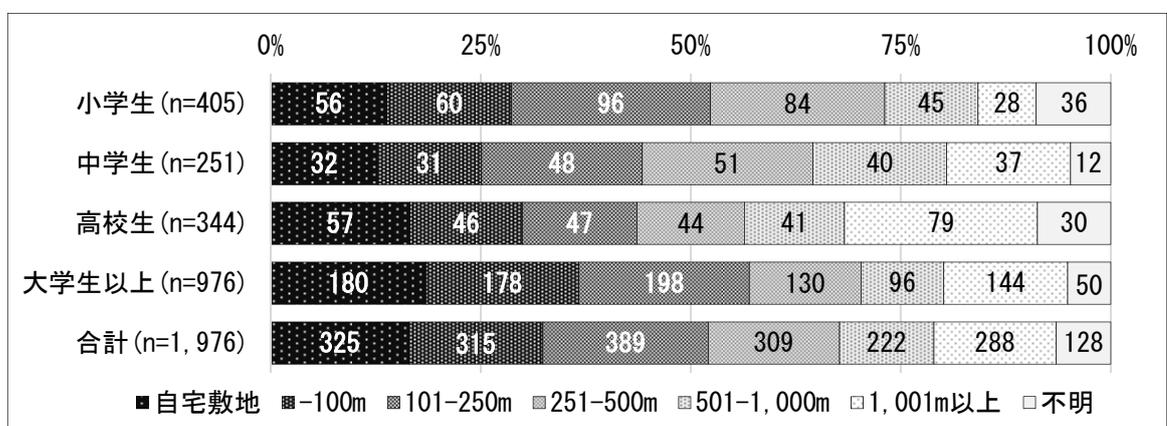
犯罪類型別（図 3-2-17）にみると、盗撮以外の 4 類型では、被害の過半数が、被害者の自宅から 250m 以内で発生していた。特に、強姦・強制わいせつ、ちかんは、声かけ・つきまとい等に比べて自宅の周辺で発生している。また、強姦・強制わいせつ、ちかんなど身体接触を伴う重篤な被害は、被害者の自宅の庭や集合住宅のエントランス、廊下、エレベーター等（以下「自宅敷地」という。）で発生している割合が高い。加害者は、自分にとってリスクがより少ない場所で犯行を行ったか、追尾していたところ被害者が自宅に入ろうとしてしまい、逃がさないために犯行を行った可能性がある。

図 3-2-17 犯罪類型別の被害場所—被害者自宅間の距離



被害者の学職別（図 3-2-18）にみると、高校生では自宅敷地の割合が高いのに対し、小学生では自宅から 100-500m の範囲内の被害が多い。声かけ・つきまとい等は小学生に対する事案が多いため、自宅から離れた場所での被害の割合が多くなったものと考えられる。

図 3-2-18 被害者学職別の被害場所—被害者自宅間の距離



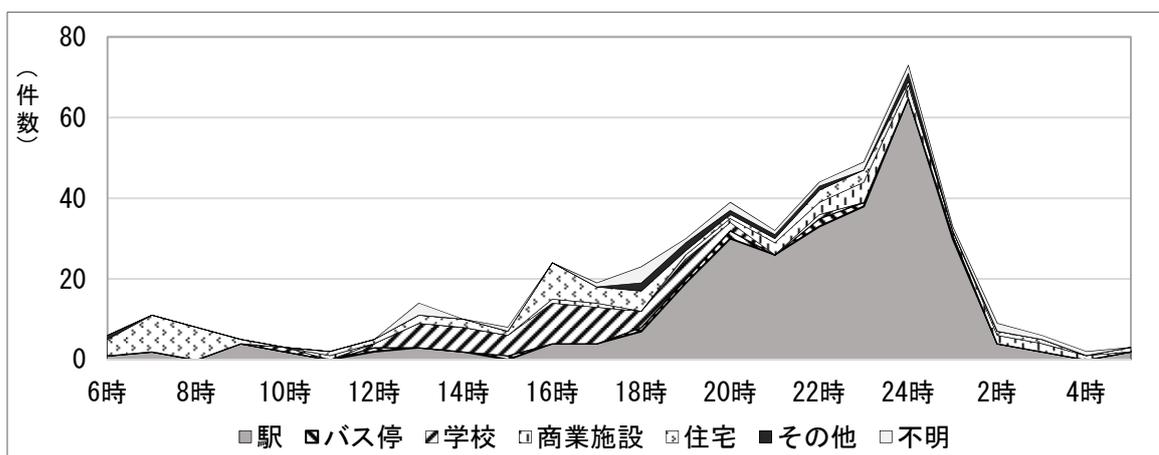
ウ 徒歩・自転車での移動中の強姦・強制わいせつ、ちかんの被害

道路上における安全対策を考えるもう一つの方法は、被害時の移動経路である。被害の直前にどのような経路をたどっていたかを把握することは、立ち寄り場所に特化した防犯情報の発信や、移動経路の場所の改善など、様々な対策で活用することができる。

このため、パーソントリップ調査（都市交通実態調査の一種、第5章3（4）「暴露人口を考慮した性犯罪リスクの評価」参照）の方法に倣って、被害当日の被害者の行動経路（出発地点、到着時点、交通手段、同伴者の有無等）を調査した。ここでは、強姦・強制わいせつ、ちかんの被害について述べる。調査対象となった892事案のうち568事案で829区間の行動経路が記録されていた。

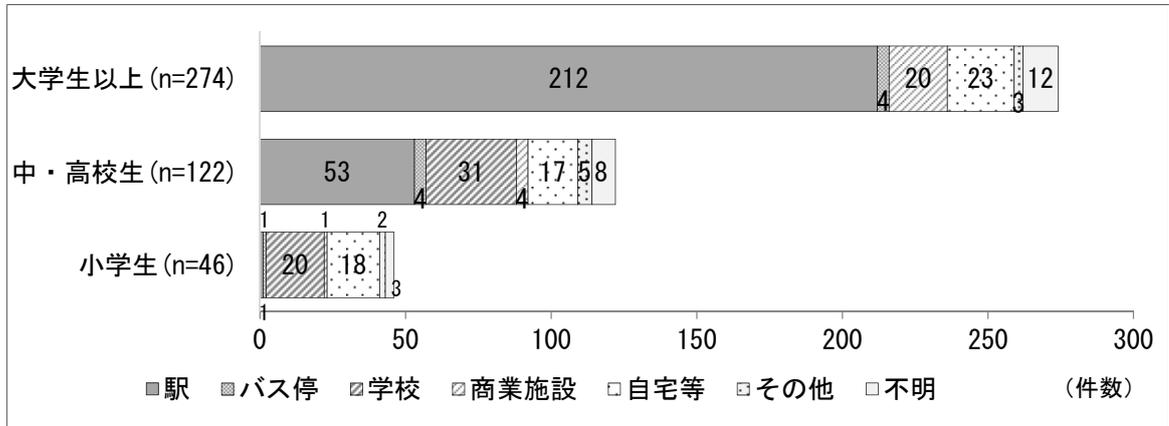
はじめに、事案の直前の出発地について分析する。本分析では、加害者による物色や追尾を想定して、被害直前に徒歩又は自転車で出発した場所を出発地とした。例えば、駅から徒歩帰宅中に被害に遭った事案の出発地は「駅」となるが、駅から路線バスを利用し、バス停から歩いている途中に被害に遭った事案の出発地は「バス停」となる。ただし、短時間のコンビニへの立ち寄りを含めなかった。時間帯別の出発地を図3-2-19に示す。特に、深夜時間帯における駅を起点とする徒歩・自転車移動が顕著になっている。このため、移動に対する安全対策が必要である。

図3-2-19 徒歩・自転車移動中の強姦・強制わいせつ、ちかん被害における出発地点（時間帯）



また、学職別にみると、移動中の被害は特に大学生以上で顕著（274件）であり、その中でも駅を起点とする移動が全体の8割弱（212件）を占めていた。これに対し、中・高校生では、駅と学校を起点とする行動が多くを占めており、小学生では、学校を起点とする行動と自宅等を起点とする行動がほぼ同数だった（図3-2-20）。

図 3-2-20 徒歩・自転車移動中の強姦・強制わいせつ、ちかんの被害における
出発地点（被害者の学職別）

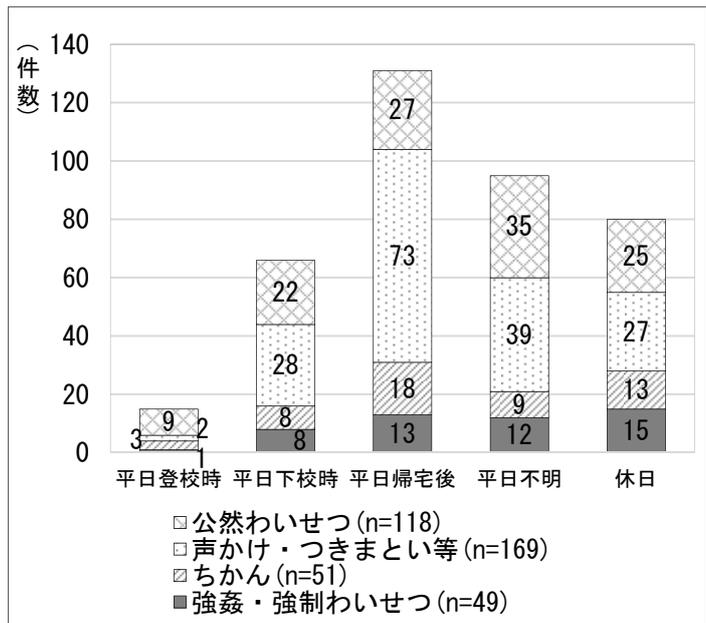


(6) 子どもに対する犯罪の状況

ア 被害時の行動場面

子どもが被害に遭ったときの行動場面を、犯罪類型別に示した結果を、図 3-2-21 に示す。平日の登下校時と比較して、平日に一度帰宅してから
の被害の方が多く、休日も被害が起きていることが明らかになった。現在の見守り活動の多くは子どもの登下校時に行われているが、被害を防止するためには、下校後に塾へ行ったり、公園や友達の家へ遊びに行くときの安全対策を図る必要がある。

図 3-2-21 子どもの行動場面別の被害の状況



イ 被害時の状況（滞留・移動別）

第 3 章 1 の都内全域における統計分析では、子どもに対する犯罪は、道路上や集合住宅の共用部分、公園において多く発生していることが判明している。しかし、安全対策を考える際には、子どもがどのような目的でこれらの場所にいたかが分かれば有用である。子どもの公共空間の利用は、主に、その場所で遊ぶ、買い物をする等の滞留と、どこかへの移動とに大別することができる。そして、その移動には、登下校、遊び、塾・習い事など様々な目的が考えられる。

表 3-2-22 は、子どもの被害時の滞留・移動の別とその目的を示している（下校時に遊ぶ等があるため、前（5）のウの分析と対象数が一致しない）。移動中の被害は、全体の 387 件のうち 189 件（49%）であり、89 件（23%）は滞留中の被害だった。そして、移動中の被害は、下校時だけではなく、遊びの行き帰り、塾や習い事の行き帰りが多かった。保護者に注意喚起を行う場合には、登下校や遊びだけではなく、塾や習い事の行き帰りにおいても被害に遭うリスクがあることを伝えることが有用だと思われる。

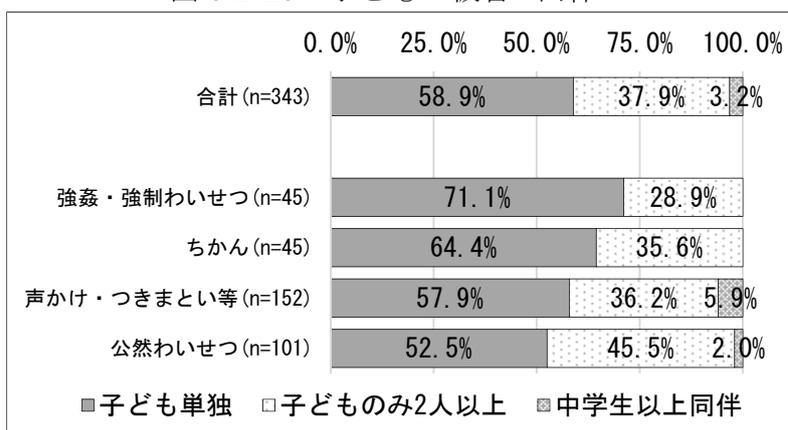
表 3-2-22 子どもの被害：滞留・移動別

	滞留		移動(行き帰り)						その他	不明	合計
	遊び	買い物	登校	下校	学童保育	遊び	塾・習い事	その他			
強姦・強制わいせつ	11	1	1	6	2	6	3	3	1	15	49
ちかん	8	1	3	7	1	7	10	0	2	12	51
声かけ・つきまとい等	34	3	2	19	10	28	20	10	2	41	169
公然わいせつ	30	1	9	21	1	8	8	4	1	35	118
合計	83	6	15	53	14	49	41	17	6	103	387

ウ 同伴者の状況

図 3-2-23 は、子どもの被害時における同伴者の有無を示す。中学生以上の同伴者がいたときに被害に遭ったという事例はほぼなく、子どもの単独だけでなく、子どものみ 2 人以上でいる時にも被害が発生している。これまでは、防犯対策として「子どもを一人にしない」等ということが挙げられてきたが、子どもみの行動であれば、複数であっても被害に遭う可能性があるということが示された。今後は、保護者に注意喚起を行うとともに、子どもがいる場所に対しては、なるべく大人の目を配る必要があると思われる。

図 3-2-23 子どもの被害：同伴



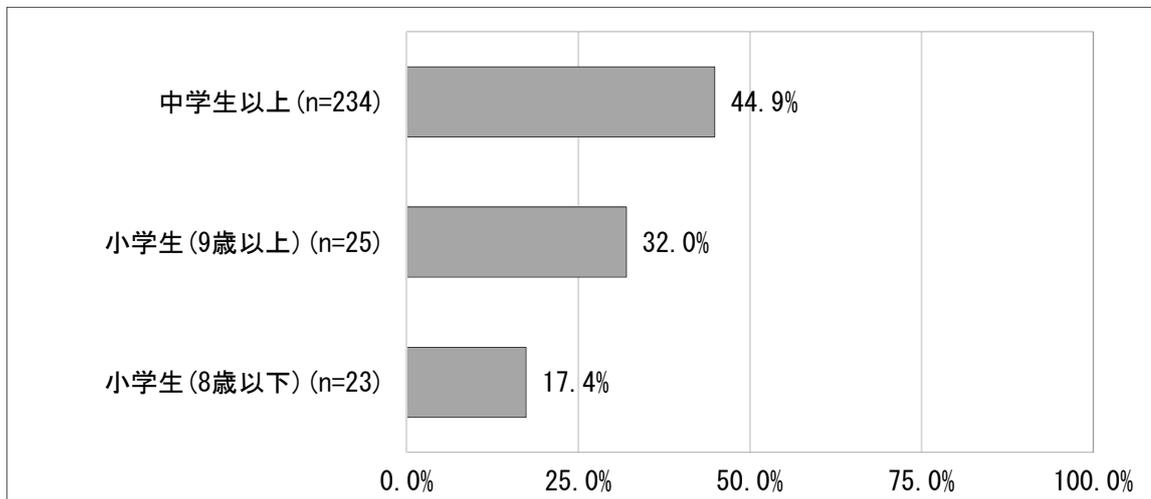
※ 同伴者の有無が不明のものを除く。

エ 被害時の対処行動

図 3-2-24 は、強姦・強制わいせつ、ちかんの未遂事案を中心に、「大声を出した」「抵抗した」「逃げた」等の各種対処行動の出現率を学職別に示している。小学生は、中学生以上に比べて対処行動の出現率が低くなっている。この結果からは、年少者は大人に比べて被害発生時に対処することが困難なことが伺え

る。防犯教育では、大声や護身術だけに依存せず、子どもの発達段階に応じて、潜在的な被害回避行動を取り上げることが重要だと思われる。また、防犯教育のみに依存せずに、子どもの安全水準を引き上げる各種取組が必要であろう。

図 3-2-24 強姦・強制わいせつ、ちかんの被害時の対処行動の出現率



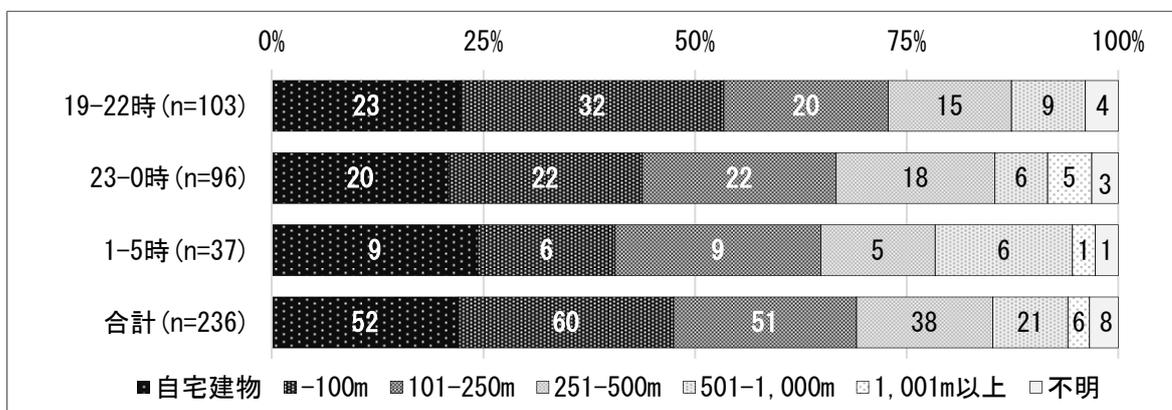
(7) 深夜時間帯の被害の状況

深夜時間帯における強姦・強制わいせつ、ちかんの被害について駅を起点にして帰宅する場合の、徒歩・自転車による移動に着目して分析した。時間帯による違いを検討するため、被害者の学職を中学生以上に限定した上で、被害時間帯を19-22時台、23-0時台、1-5時台の三つに分けて比較した。

ア 被害場所と自宅との距離

強姦・強制わいせつ、ちかんの被害場所と自宅との間の距離を図 3-2-25 に示す。自宅建物での被害の割合は時間帯によって変化がなかったが、深夜になるほど、自宅から 500m 以上での被害の割合が高くなっている。

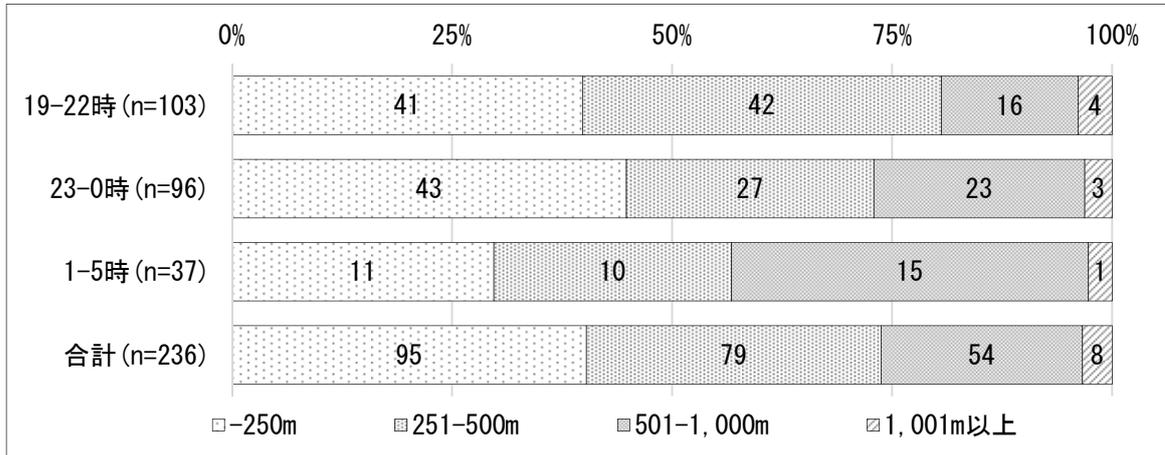
図 3-2-25 駅からの徒歩・自転車による帰宅時の被害における被害場所—自宅間距離



イ 駅と被害場所との間の距離

被害者が、徒歩・自転車で出発した駅と、強姦・強制わいせつ、ちかんの被害場所との間の距離を図 3-2-26 に示す。時間帯が遅くなるほど、駅から 500m 以上離れた場所での被害の割合が高くなっている。

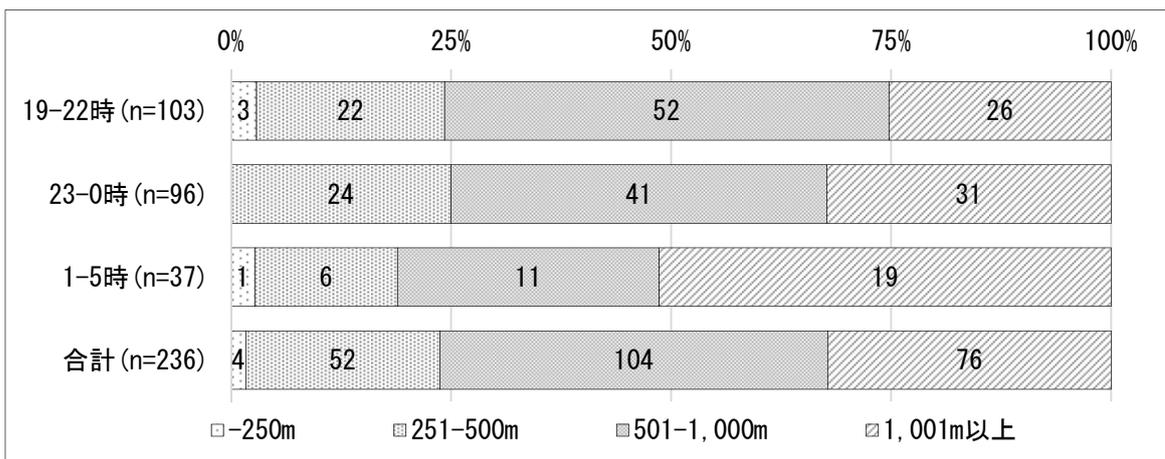
図 3-2-26 駅からの徒歩・自転車による帰宅時の被害における駅－被害場所間距離



ウ 駅と自宅との間の距離

被害者が、徒歩・自転車で出発した駅と自宅との間の距離を図 3-2-27 に示す。時間帯が遅くなるほど、駅から 1 km 以上離れた場所に自宅がある被害者の割合が高くなっていた。

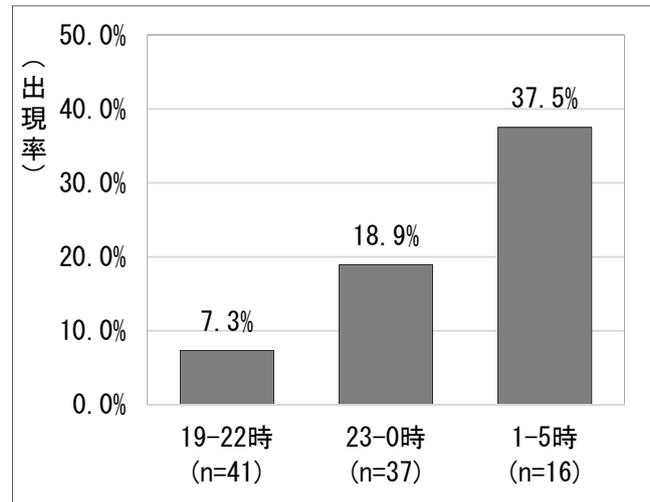
図 3-2-27 駅からの徒歩・自転車による帰宅時の被害における駅－自宅間距離



エ コンビニエンスストアへの立ち寄り

被害直前の移動のうち、駅等の交通機関の利用は比較的調査が容易であったが、コンビニエンスストア(「コンビニ」という。以下本章において同じ。)への立ち寄り等の行動は、特に遡及調査が困難であった。このため、比較的記録が充実していた強姦・強制わいせつについて出現率を検討した。図 3-2-28 に示すように、時間帯が遅くなるほど、コンビニへの立ち寄りが顕著に出現していた。

図 3-2-28 駅から徒歩・自転車移動中の強姦・強制わいせつ被害における被害者のコンビニへの立ち寄り



オ 深夜時間帯の被害のまとめ

今回の分析から、深夜時間帯に駅から徒歩や自転車で帰宅する際の被害は、他の時間帯と比較して、被害場所から被害者自宅間、駅から被害者自宅間、駅から被害場所間の距離が、それぞれ長くなることが示された。自宅敷地での被害の割合には差がないことから、深夜時間帯は、通行人が少なくなることに加え、駅から自宅までの移動距離が長くなる、といった理由によって、図 3-2-1 に示したように移動途中に加害者に見定められる可能性が高まると考えられる。

また、深夜時間帯の事案では、被害者がコンビニへ立ち寄っている割合が高いことが明らかになった。移動距離が長くなればコンビニへの立ち寄りが多くなることも考えられるため、今回の分析結果から、コンビニへの立ち寄りが被害の可能性を高めることが示されたわけではない。しかし、深夜時間帯はコンビニ店内の利用者が少なくなるため、被害者が加害者に見定められる可能性が高くなるということは、前記の通行人が少なくなることによって被害可能性が高まることと同様の説明ができる。深夜時間帯の安全対策として、駅から自宅への安全な帰宅手段の確保、深夜時間帯の駅やコンビニにおける放送による注意喚起、制服警察官による駅に対する立ち寄り警戒や駅前交番での見せる警戒(潜在的加害者に対する威嚇効果だけでなく、潜在的被害者に対する注意喚起効果がある。)などが効果的だと考えられる。

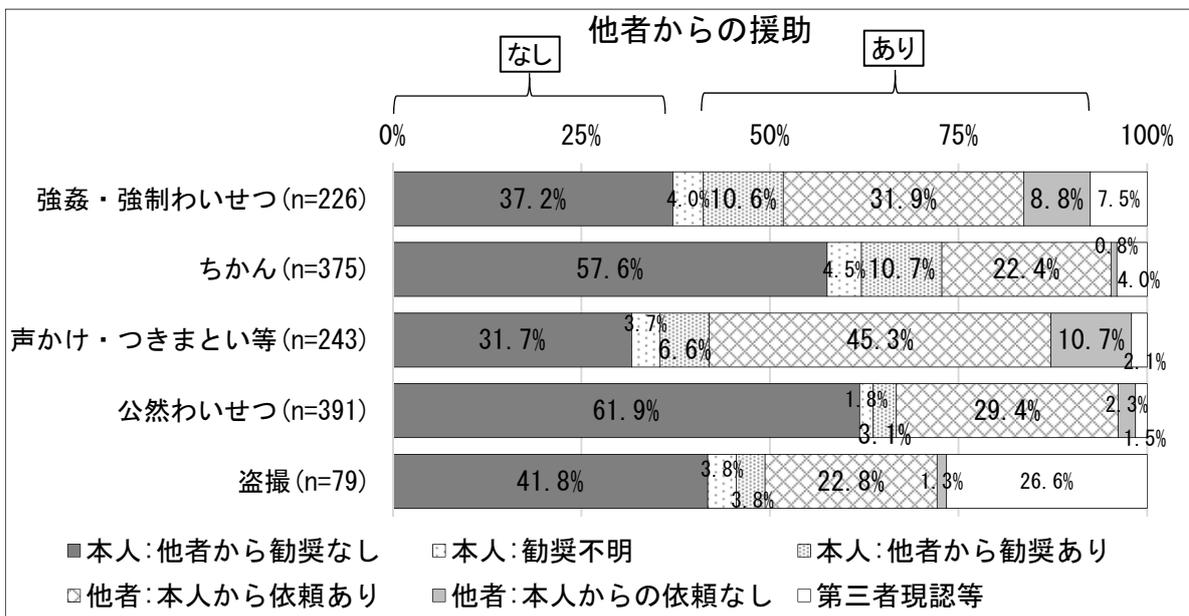
なお、深夜時間帯の性犯罪リスクについては、第 5 章 1 (3)「GIS (地理情報システム) を用いた問題解決」、同 2 (4)、「犯罪発生の時空間地図」、同 3 (4)「暴露人口を考慮した性犯罪リスクの評価」も参照されたい。

(8) 被害者の通報状況

図 3-2-29 は、被害者が通報に至る過程を示している。強姦・強制わいせつの場合は、本人から他者への依頼による通報が約 3 割であり、本人の意思とは関係なく他者が通報したものも含めると、他者の支援を受けて通報に至ったものが全体の過半数を超えている。

このことから、被害者からの通報率を上げるためには、警察が被害者から通報を受けた後の被害者支援だけでなく、社会全体が性犯罪に対する偏見をなくして理解を増進することが重要であると言えよう。

図 3-2-29 被害者の通報状況



※ 通報状況が不明のものを除く。

(9) まとめ

本節では、東京都内のサンプル 5 警察署において、平成 26 年 1 月から平成 29 年 6 月までに取り扱った子ども・女性に対する犯罪等の実態調査を行った。主たる結果は以下のとおりである。

ア 多発時間帯と犯罪類型について

声かけ・つきまとい等は夕方に子どもを対象にしたものが多く、強姦・強制わいせつ、ちかんは若い女性を対象として、夜間の時間帯に徐々に増加し、深夜時間帯に一番多く発生していた。しかし、サンプル 5 警察署の間でも、多発時間帯が異なる、また、多発時間帯が同じであっても犯罪類型が異なるため、警察署ごとのきめ細かな分析が必要である。

イ 犯行過程について

相当程度の加害者が、犯行の前に被害者を物色したり追尾するという準備行

為を行っていることが明らかになった。このため、パトロールの強化、子どもや女性が単独移動する機会や距離を減らすといった安全対策によって、子ども・女性に対する犯罪等を抑止できる可能性が高い。

また、加害者が調査期間内にサンプル警察署管内で犯行を複数回敢行する犯行の連続性・再発性が確認され、特に強姦・強制わいせつで顕著だった。このため、加害者側の対策として、事案を早期に解決して、被害の拡大防止を図る検挙予防活動が重要であるといえる。

強姦・強制わいせつ、ちかんなど身体接触を伴う重篤な被害は、被害者の自宅敷地で発生している割合が高かった。加害者は、自分にとってリスクがより少ない場所で犯行を行ったか、追尾していたところ被害者が自宅に入ろうとしてしまい、逃がさないために犯行を行った可能性がある。このため、集合住宅の共用部分の防犯性を高める必要がある。

ウ 公共空間での子どもの被害について

公共空間における子どもの被害は、登下校時の被害よりは、下校後の遊びや塾・習い事への外出時の被害が多くを占めることが示された。これらの被害は自宅敷地のみならず、自宅から 500m 以内の周辺で多く発生していた。被害を防止するためには、登下校時だけではなく、下校後に公園や友達の家へ遊びに行く際や塾・習い事に行く際の安全対策を図る必要がある。

エ 深夜時間帯の被害について

深夜時間帯の被害の多くが、駅から自宅への徒歩・自転車移動に起因していた。駅・発生場所・自宅との位置関係の分析から、深夜時間帯は、通行人が少なくなるのに加え、最終バスがなくなるなどで、駅から自宅までの長距離移動が発生した結果、移動途中に加害者に見定められた可能性が高いことが明らかになった。また、深夜時間帯の事案ほど、被害者がコンビニへ立ち寄っている割合が高かった。深夜時間帯の安全対策として、駅から自宅への安全な帰宅手段の確保、深夜時間帯の駅やコンビニにおける放送による注意喚起、警察官による駅に対する立ち寄り警戒等が効果的だと考えられる。

(島田 貴仁)

引用文献

島田貴仁(2015) 性犯罪の実態調査と問題解決型犯罪対策, 京都府警察犯罪抑止対策調査研究会(編) 京都府警察犯罪抑止対策調査研究会(性犯罪対策部会) 報告書資料編, 15-33.

3 サンプル5 警察署における典型性が高い事案に対する実地調査

平成26年1月から平成28年12月までにサンプル5警察署の管内で発生した子ども・女性に対する犯罪等については、第3章2で実態調査を行った。そのうち、典型性が高いと認められる35事案について実地調査を行っており、本節では8事案を紹介する（表3-3-1）。

表3-3-1 本節で紹介する8事案

	道路上・公園			集合住宅の共用部分
子ども	(1) 幹線道路沿いの遮音壁がある歩道上における事案	(2) 塾からの帰宅途中における事案	(3) 公園における事案	(4) 集合住宅外階段の踊り場における事案
女性	(5) 長時間の一人歩き中における事案	(6) コンビニエンスストアへの立ち寄り後における事案	(7) 自宅前の緑地において待ち伏せされた事案	(8) オートロックのある集合住宅における事案

(1) 幹線道路沿いの遮音壁がある歩道上における事案（13時台、小学生女児）

幹線道路沿いの歩道を自転車で走行中、加害者の乗る自転車に衝突されて因縁をつけられ、付近の集合住宅の外階段に連れて行かれて被害に遭った事案である。接触場所となった歩道の幅員は広いものの、歩道と道路との間に設置された遮音壁と樹木が歩道の閉鎖性を高め、他からの視認性を妨げていた（図3-3-2）。

このように、環境対策によって設置された構造物が騒音低下など当初の目的を達成することで、防犯性をかえって低下させる場合がある。これらの競合する価値バランスをどのようにとるかは検討が必要である。例えば、遮音壁をアクリル製にして視認性を確保するなど、双方の価値を両立する設計上の配慮は有用である。

図3-3-2 幹線道路沿いの遮音壁の例



※ 右側の樹木の奥（□部分）に遮音壁が設置されている。

(2) 塾からの帰宅途中における事案（16時台、小学生女兒）

塾からの帰宅途中に歩道を一人で歩いていたら、「事件が多いので身体検査をさせてください。」等と声をかけられた事案である。

塾や習い事の行き帰りについては、送迎や地域住民による日常生活を通じた自然監視性を向上するような取組が必要である。また、塾や習い事の講師に対して、子どもへ防犯に関する注意喚起をするよう働きかけることも有用である。

さらに、犯罪者から襲われたときに逃げるルートについて、何かあったらここへ逃げ込むという具体的な場所を普段から決めていれば、そこへ向って逃げこむことも可能である。子ども110番の家についても、何かあったとき子どもが走って逃げ込めるか、実際に検証した上で設定する必要がある。

(3) 公園における事案（14時台、小学生女兒）

友人と公園において遊んでいたところ、加害者に手招きされ、抱きつかれた事案である。公園は、周囲を住宅に囲まれており、入り口の向かいには、道路を挟んで商業施設があるものの、実地調査を実施した平日夕方の利用者は乏しかった。

公園については、地域住民の利用が少なくないか、人の目が届きやすいつくりとなっているかなどを確認した上で、利用者の増加や公園環境を整備するなどして自然監視性の向上を図るとともに、これらが不足する場合には、防犯カメラを設置するなどして重層的な安全対策を講じて行く必要がある。

(4) 集合住宅外階段の踊り場における事案（12時台、小学生女兒）

一人で集合住宅に帰宅し、外階段を上がっていたところ、踊り場において被害に遭った事案である（図3-3-3）。加害者は、帰宅途中の被害者を後方から追尾していたが、外階段は外壁が高く、駐車場が隣接しており、幹線道路から奥まった場所に設置されていたことから、周囲からの視認性が極めて低くなっていた（図3-3-4）。

このような外階段は、外壁を格子状にしたりスリットを入れるなどして、周囲からの視認性を確保するなどの対策を検討する必要がある（図3-3-5）。

図 3-3-3 被害現場の略図

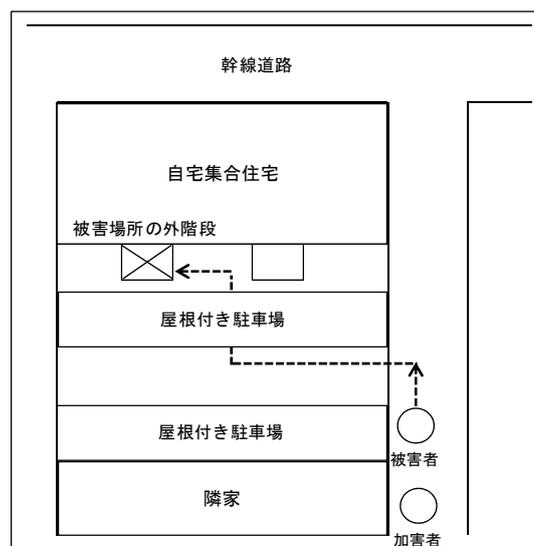


図 3-3-4 視認性が低い外階段の例



図 3-3-5 外壁が格子状の外階段の例



(5) 長時間の一人歩き中における事案（1時台、会社員女性）

深夜時間帯に、駅から徒歩で45分間かけて帰宅途中のところ、背後から羽交い絞めにされ、隣接する駐車場の大型貨物車両の裏に連れ込まれた事案である。

深夜時間帯における女性の移動については、安全な移動手段の確保と単独移動のリスクを減らすための仕組みづくりが必要である。また、地域住民等による安全点検を行い、道路管理者や事業者に対して街灯や照明の増加などの申し入れを行うことも重要である。

(6) コンビニへの立ち寄り後における事案（4時台、アルバイト女性）

未明にコンビニへ立ち寄り、徒歩で帰宅するまでの間に加害者に追尾され歩道上で押し倒された事案である。この事案では、加害者も同時刻に同じコンビニを利用しており、店内で被害者を見かけたことが犯行の端緒となっていた。

コンビニは防犯上有効な拠点ともなり得ることから、コンビニ内で、夜間にリスクの高い行動をとっている人に対して必要な警告等を発信することができれば、犯罪抑止につながる可能性が期待できる。ただし、深夜のアルバイト店員に対する防犯教育や不審者への対応訓練などの介入が可能か、検討が必要である。

(7) 自宅前の緑道において待ち伏せされた事案（13 時台、高校生女子）

オートロックのない集合住宅に帰宅し、エレベーターと一緒に乗り込まれ、スカート内に手を入れられた事案である。加害者は、集合住宅前に設置された水路に蓋をかけて造られた緑地において、被害者の帰宅を待っていた。

蓋かけ緑道などの公共空間は、普段は住環境を良くするために役に立っているが、加害者にとっては都合のいい待ち伏せ場所になってしまうことがある（図 3-3-6）。

また、蓋かけ緑道は、他の道路と比較して照度が低いことが多いことから、夜間利用についても注意喚起を行う必要がある。

図 3-3-6 蓋かけ緑道の例



(8) オートロックのある集合住宅における事案（22 時台、高校生女子）

集合住宅の入り口で、「鍵を忘れたので開けてもらいたい」等と虚偽の説明をされてオートロックを開錠したところ侵入され、エレベーターと一緒に乗り込まれて背後から抱きつかれた事案である。

集合住宅にオートロックが設置されている場合でも、犯罪を防いでいるとは言えない可能性がある。建物自体の構造を変更することは困難であるため、建物内や駐輪場などリスクの高い場所には防犯用連絡ボタンなどを設置して、有事の際には外部へ連絡できる手段を建物に配置するなどの対策を検討する必要がある。

